

令和7年第3回浅川町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和7年6月11日(水曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	須藤孝夫君	2番	富永勉君
3番	菅野朝興君	4番	兼子長一君
5番	木田治喜君	6番	岡部宗寿君
7番	須藤浩二君	8番	上野信直君
9番	会田哲男君	10番	水野秀一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	江田文男君	副町長	加藤守君
教育長	真田秀男君	総務課長	生田目源寿君
企画商工課長	我妻悌君	農政課長	関根恵美子君
建設水道課長	生田目聡君	会計管理者兼 税務課長	坂本克幸君
保健福祉課長	佐川建治君	住民課長	高野喜寛君
教育課長	我妻美幸君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田子広子	会計年度任用	芳賀純弓
--------	------	--------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（水野秀一君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（水野秀一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（水野秀一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告表のとおり、8人で21項目であります。

昨日、議会運営委員長から報告がありましたとおり、同趣旨扱いと認められる質問はありませんでした。

あらかじめ申し上げます。一般質問は多くの方から通告されております。昨日、議会運営委員長からもお願いがありましたが、質問、答弁に際しては、前置き短く、かつ簡潔明瞭に行い、効率的な議会運営にご協力をいただきたいと思っております。

順番に質問を許します。

質問順1、2番、富永勉君、（1）町の歴史文化を振興する体制づくりについての質問を許します。

2番、富永勉君。

〔2番 富永 勉君起立〕

○2番（富永 勉君） 1番の歴史文化を振興する体制づくりについて質問させていただきます。

質問の目的といたしまして、町の歴史文化は町の原点であり、町の宝であります。

歴史文化を受け継ぎ、貴重な文化財を保存、活用、継承していきながら、町民の文化財への意識向上に組み入れていく体制づくりが必要であることから、見解を確認したいというのが目的であります。

質問する経緯、課題であります。今回、質問するに当たり、町の歴史を調査研究する方との面談、歴史民俗資料館の現状視察を経て、質問に至った次第であります。

浅川町史の編さんが完了すると調査研究の体制もなくなり、それを継承した歴史資料、文化財等の展示、収蔵施設である歴史民俗資料館は、社会教育、生涯学習の役割を担ってきましたが、現在は、思うような運営がされていない状況にあります。

このような中、歴史文化の振興は、町の魅力向上、観光振興、地域活性化につながる重要な取組であると考えます。

そこで、3点伺います。

1点目は、町の歴史文化を振興する重要性の認識について。また、これまでの取組と課題を踏まえた現状について。

2点目は、町の歴史文化を振興する体制づくりに、どのように取り組んでいくのか。

3点目は、歴史文化の継承や観光の促進役割を担う歴史民俗資料館を今後どのように運営していくのか。

以上、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） それでは、私のほうからお答えいたします。

1点目につきましては、町にとって重要な財産であり、先人の熱い思い、努力の結晶であると同時に、町民にとっては、将来にわたって継承しなければならない遺産であると捉えています。

これまでの取組につきましては、浅川町文化財保護審議委員会により、年度ごとに取り組むべき事業を洗い出し、これまで毎年着実に取り組んできております。

課題につきましては、限りある予算の中での事業でありますので、取組の範囲も限られております。

2点目につきましては、これまで同様、浅川町文化財保護審議委員会が中心となります。必要に応じ、専門家や専門機関と連携した事業執行も考えていきたいと思っております。

また、今後は、官、民、学、行政、民間、学校の連携を強化するとともに、町民の歴史文化に対する意識の高揚を図っていくことが大切であると考えております。

3点目につきましては、3年前に教育委員会事務局が公民館に移転したことにより、来館者への対応の在り方に変更が生じております。社会教育、生涯学習の役割につきましては、現在、公民館を拠点としてこれまで同様の運営がなされております。

ただ、歴史民俗資料館の今後の在り方につきましては、他の町施設同様、老朽化が進み、改修整備が必要な状況となっております。

今後、町施設の老朽化対策の全体構想の中で検討されることになると思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） それぞれ課題、そして今後の体制というところでお話いただきました。

何点か再質問させていただきたいと思えます。

先ほど述べましたように、今回、面談を経て、いろいろ要望、課題を踏まえて再質問させていただきたいと思えます。

まず1つ目でありませうけれども、文化財の保存、活用という点からさせていただきたいと思えます。

文化財については、歴史と文化を物語る上で大変貴重なものであります。特に古文書は歴史や文化の理解に

役立つ重要な資料であります。

一度失えば、二度と取り戻すことができないのも、貴重な財産であります。それが流出し続け、止まらない、貴重な財産が失われていると、この現状は、議会でも6年前に同僚議員が質問されております。

しかしその後、状況は変わらないというようなことでございました。

町史編さんの際に集めた古文書は全てコピーしておりますが、現物は所有者へ返却しております。

その後、月日が経ち、おのおのの相続人が、価値観の相違から、滅失や流出となっていると。やはり、原文、現物の資料の価値。コピーでは価値がないと。

町の財産が他自治体へ流れ、財産となり、史料編さんされていると。歯止めをかけてほしいと、町の歴史研究者からの切実な要望でありました。

そこで、浅川町からこの財産がなくなる、そうならないよう、町で所有者に意向を確認し町で保管する、次世代へつなぐ大事な仕事であると思います。見解を伺います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

古文書についてのお尋ねでありました。

確かに、町にあった古文書が流出するとか、いろいろそういった現状があることは認識をしております。

ただいまご指摘ありましたように、古文書が個人の家にあることの問題点としましては、引っ越しとか家の建て替えの際に紛失する危険性があるということ、それから、世代交代の際に処分される危険性があるということですね。

ただ、古文書を町が所有することにつきましても、問題といたしますか課題がありまして、これはあくまでも個人の所有物であり、個人が所有権を持っているということです。

それですから、町が所有することは、所有権の侵害に当たるということと言えることですね。ですから、町が所有するための条例等を制定するということは難しい状況であるということ。文化財保護法という法律があるんですが、これにおきましても、文化財は個人の家にあることが原則であると述べております。

町は、その上で、文化財として指定をしたり補助金を出したりすることになると、文化財保護法第4条です。

ではどうするかということなんですが、基本的には文化財保護法にのっとり、個人所有の古文書は個人で所有すると、保存するということになるかと思っております。

ただ、その所有者が町に寄贈をするということであれば、これは問題がないと思います。

それで、先ほど議員さんおっしゃいましたように、やはりこれは町民一人一人の意識の問題であると思しますので、古文書とか文化財については重要な財産であるという、そういう意識を高めていくということが何よりも大事であると思います。

そういうことで、今後、流出しないように、一人一人の意識を高めていくと、それが教育委員会にとって、大切な、重要な課題になってくると思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 次に、課題の一つであります調査研究の担い手、人材育成について質問させていただきます。

たいと思います。

町史編さんにおいては、これまでの古文書への解釈の相違や新たな資料、新たな発見として、他自治体では調査研究を続け、追史として編さんを続けていると、こういう状況があります。

そこで、歴史文化を調査研究する、継承する担い手確保について課題でありますけれども、本来ならば、精通した学芸員の確保、さらには、例えば職員の中にも興味を持つ者、また、地域おこし協力隊のような町づくりのミッションとしての取組、こういったいわゆる一つ確保という方法もあろうかと思えます。

この人材育成の必要性についての見解について、お聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

今、議員さんからありましたように、人材育成、大変重要な課題だと思っております。

古文書でいいますと、まず、古文書を読めなければならないということがありますね。

これ、お名前、個人的に申し上げてもこれは差し支えないと思えますが、以前はカワオト先生が中心になって、古文書読めますので、解読作業をやられておりましたが、現在、浅川町では古文書を読める方はいらっしゃらないというふうにお聞きしております。

それで、古文書を読める学芸員を確保するという、その方法の一つとして、地域おこし協力隊として学芸員の方を確保するというのも一つの方法であると思えます。

ただ、学芸員といいますが、博物館関係に詳しい学芸員とか、古文書に詳しい学芸員とか、それぞれ専門分野がありまして、その辺もよく見極めていかなければならないというふうに考えております。

それで先日、狛犬関係の講演会があったんですが、これ、古文書から読み解く狛犬の歴史といいますが、この講演があったんですが、これは浅川町で行ったんですが、記念館で行いましたが、ではその古文書、新たな発見があったんですね。

その古文書、誰が読んだのかといいますが、石川町の学芸員です。

ですから、今後、浅川町は学芸員の確保ということももちろんこれ課題となってくるわけですが、他町村との連携ということも、これも必要なことではないのかな、有効な方法ではないのかなというふうに考えております。

非常に連携が取れていまして、石川町の学芸員の方、浅川町の古文書を見つけて、浅川町に入りまして、古文書を読み解きまして、そしてこういう新たな発見がありましたよということで町民に講演を行ったんですね。非常にこれ、いい試みだと思います。こんなことも方法の一つかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 続けて質問させていただきます。

資料館についてでございます。

現在、資料館も、隣の建物を取り壊し、非常に資料館自体が際立って見えるようになりました。さらにその存在感を出してほしいという観点から質問します。

資料館の役割としては、1つは、町民の生涯学習や学校教育など歴史に関する知識を深める、それは愛町心

につながるのだと思います。

また、観光視点の拠点として、町の歴史的な魅力を発信することで観光客の誘客を促進すると、そういう役割があります。

しかし、現在はなかなか思うような運営がされていないと、平日もちょっと閉まっている日が多いと感じます。職員も配置されていないというような状況の中で、こういった資料館運営規則を見ると、やはり館長、職員を置くことができるのか、展示時間も9時から4時、土日は休館というふうに記載されております。

こういったさらなる存在感を出していくというところで、改善の考え方、また、歴史民俗資料館の施設内ですけれども、この展示施設だけでなく収蔵施設としての機能、しかし、現状を伺ってみると、収納スペースがもういっぱいになっているというところがございます。

それから、展示スペースも、しばらく展示内容を変えていないと聞いております。

こういったところから、やはり、空き室もあります。2階にも1部屋、1階の事務室も空いています。そういったことで、なんとか創意工夫しながらアイデア次第ではイメージが変わる、やっぱりそんな魅力ある資料館になるのではないかとこのように思います。

そこで、資料館内の改善及び先ほど申しました運営規則も含めた運営方法の改善について、考えをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

民俗資料館ですが、現在、教育委員会事務局が公民館に移りましたので、今、資料館のほうには職員が常駐していません。

現在の公民館職員の人員の関係で、これはちょっと難しいものと思っております。

ただ、資料館につきましては、ご指摘のように、やはり現状のままでは有効活用されていないというところがありますので、今後、活用方法につきましては検討をしてみたいと思っております。

ご指摘のように、1階は花火の資料館として大変重要なすばらしい資料がありますが、2階につきましては、これは現在も保管庫、収蔵庫として使っておりますが、展示室としては暗くて狭くてちょっと、あとは重要な文化財を置くには、温度管理、湿度管理も出てまいりますので、ちょっと難しいのかな。

ご指摘ありましたように、別の部屋、そういうところも有効に活用できないかどうか、今後検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） 最後の質問でございます。

できれば最後はちょっと町長に答弁いただきたいなど、願います。

歴史文化の振興、町の活性化に貢献するとともに、町民の誇りや連帯意識など、重要な役割を担います。

そこで、新たな振興計画の策定を踏まえ、歴史と文化を生かした町づくりへの実現への取組について、今後どのように進めていくのか、見解を伺いたいと思っております。お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私もそういう古いもの、歴史文化財は好きでありまして、やはりこれ、以前にもちょっと言ったか分かりませんが、町に何とか生かしたいなとは思っております。

今後、町のにぎわいの一翼にちょっと入れてみたいと思っております。そのときは、皆様のご協力をお願いいたします。

必ず、この文化財、歴史民俗資料館を中心に、今後やっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（２）旧里小、山小校舎の方向性の判断についての質問を許します。

２番、富永勉君。

〔２番 富永 勉君起立〕

○２番（富永 勉君） ２番の旧里小、山小校舎の方向性の判断について、質問させていただきます。

質問の目的といたしまして、旧里小、山小は廃校から７年目を迎え、現在も校舎は活用見込みがない状況にあります。

経過とともに校舎は劣化が拡大し、多様なリスクの増加や維持費の負担など、現状からの方向性の判断が必要であることから、見解を確認したいというのが目的であります。

質問する経緯、課題であります。４月２３日、総務経済常任委員会にて、旧里小、山小の校舎を視察し、現状について説明を受け、確認しました。

その６日後、４月２９日、新聞報道により、総務省が本年度、廃校や使わなくなった公共施設を解体する費用を半額程度、国が地方交付税で手だてする報道がありました。

廃校した両校の現状は、校舎の外部、内部、設備等の劣化が広範囲に進み、活用には、大規模工事と多大な費用が見込まれます。また、防犯上や防災上のリスク、継続した維持費など、利活用するには厳しい状況にあります。

７年目と経過が進み、現在も利活用計画は策定なく、活用見込みがない状況にある中、国が本年度、廃校の解体費用を支援することに伴い、方向性を判断する必要があると考えます。

そこで、２点伺います。

１点目は、両校は経年劣化が進み、活用見込みがない状況にあつて、総体的な現況に鑑み、方向性を判断する必要について、２点目は、重要課題として、今後、方向性の実現に向けてどのように取り組んでいくのか。

以上伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

１点目につきましては、平成３１年３月末に両校ともに廃校となり、現在に至るまで、校舎の利活用について、あらゆる方向にて検討してまいりましたが、校舎全体の著しい老朽化、特に水回りの改修には多額の費用がかかるなどにより、具体的な利活用は見いだせずしております。

２番議員おただしのとおり、７年が経ち、方向性を判断する時期が来ていると考えております。

２点目につきましては、今年度、町全体の老朽化した公共施設に対する基本構想計画の策定を進めているところであります。

その計画の中において、この両校も含めており、利活用だけではなく、解体も視野に入れながら方向性を決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） それでは、再質問させていただきます。

解体の方向で視野にという答弁いただきました。

これまで、この問題につきましては、執行、議会一体となって、このせつかくの財産を何とか活用に結びつけようと知恵を絞ってきたと思います。

しかし、現在、活用見込みがない状況と。この、もはや、なくなると寂しいというこの感情論だけでは、無理に活用すれば、財政を圧迫し負の遺産になる、この長期的な視野に立つことが、やはり重要なと思います。

これまで、解体費用は国の補助対象外でありました。

しかし今回、そういった果報があり、これまで限られた予算の使い道として解体は優先順位は低く、後回しでありましたが、今回のこの解体費用の半額補助、これ以上後回しはできないこの現状、そこで、方向性の、まさに、活用でいくのか、解体でいくのかというこの判断、このタイミングとスピードを要する、まさにその時機到来が来ているのではないかなと、このように思います。

そういったところを踏まえて、今回のこの国の補助を生かすことを踏まえ、今後どのようなタイムスケジュールで取り組んでいくのか、現時点で考えをお聞きしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、後で担当課より答弁、もしもあれば答弁させますが、私が町長に就任して7年になります。就任した当時、私はこの旧両校を、立教大学はじめ各企業に営業に行ったのを覚えております。

そういう中で、山小、里小の旧校舎は、何件か見学に来て、土壇場まで契約する寸前でありましたが、なかなかやはり最後は決断ができなく、駄目になったことがあります。

それでここ最近では、なぜじゃ駄目なんだということをおっしゃると、各教室が四角に全部区切つてあるんですね、昔の校舎は。そういう中で、なかなか中を改造するのが物すごくお金がかかるということで、皆さん、手を引いております。

そういう観点で、今後、解体に向けながらも、ちょっと今検討しているところでもありますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） それでは、続いて質問させていただきます。

一つ、今回、解体の方向性に進むとなれば、やはり私も里白石、地元であり、里白石小学校は愛着ある母校でありますけれども、やはりこういった解体の判断ということになれば、やはり里小、山小の歴史、地域のよりどころでありますし、やはり地元の思い、地元のシンボルでもあります。

そういった、なくなる寂しさ、この心情的な配慮というところで、今後そういった、いずれにしても、どちらにするにしろ、早急なる地元とのやっぱりそういう方向性の考え方というところでは必要かなというふうに思いますけれども、その辺のちょっと見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から補足答弁させていただきます。

るる、議員さんよりおたさごさいました。

私も総務課3年目となっております。議会ごとに、議員さんにはご報告申し上げておりましたが、私、客観的に見まして、1年目のときには、多種多様な紹介、問合せ、あと案内等もしました。が、2年目以降、ぱたりなくなったのが現状でございます。

先ほど、タイミング、スピードということおたさごさいましたが、町長答弁のとおり、今年度、本腰入れまして、公共施設の基本構想分室立ち上げまして、そちらで専門的に今まさに進めているところではございませけれども、当然、解体も視野に入れながら、利活用、解体、ウエイトどちらが重いかどうかはこれからの考えなんです、地元の区長さん方と話ししながら、確かに感情論で、もう、今となれば感情論はなくなり、では、それに成り代わるものもそういうものも含めながら、今年度中には答えは出したいと、事務局的には考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 2番、富永勉君。

○2番（富永 勉君） ありがとうございます。

最後の質問で終わります。

一つですね、解体ということになれば、第二のステージとしまして、そういった新たに土地の利活用の知恵を絞る体制づくり、そしてやはり地元の考え、意向、それから町民のアイデア、要望を取り入れて、有効活用を図っていくという実現に向けていってほしいなど、切実に思います。

そういった今後の考えというところで、最後お聞きして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 当然、旧里小、山小、これは地元の思いがあるのは、重々知っております。

やはり、もしあれであれば、校舎は壊しますが、体育館は残りますので、まずは安心していただきたいと思ひます。

当然、万が一、校舎を壊すとなれば、何らかの次の一手を有効性を打ちたいと思っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思ひます。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順2、1番、須藤孝夫君、（1）農業用水路についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 農業用水路について。

質問の目的。用水路は大がかりな修繕が必要と思ひますが、町の考えを伺う。

基盤整備促進事業から、かなりの年月が経過している地区がある。

法定外公共物である用水路の老化が進んでいる。維持管理は、個人または地区によって、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払交付金などを利用して補修しているが、U字溝の耐用年数は25年から50年と言われています。

全面的な布設替え、補修が必要と思うが、町の考えを伺います。

農業用水路の状況を含めた、町はどこまで把握しているか伺います。

多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の資金では、全面的な布設替えや大規模な補修工事が難しい。町の考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、本町の農業用水路は、昭和50年代から行われたほ場整備事業により布設した箇所が多く、未整備地区においては、素掘りで管理している用水路もあると認識しております。

2点目につきましては、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度において、大規模な補修工事として全面的に布設替えを行うことは難しいと思っておりますが、計画的に補修工事を行うことは可能だと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 今言ったように、基盤整備から40、50年、例えば大草でいうと、50年が経過しています。

水路、用水路、さっき言ったようにU字溝などは、かなりぼろぼろのところもあります。

今現在、大草は排水事業ということで、排水工事が行われております。大変立派な排水路ができています。

ただ、用水路に関しては、法定外公共物であって、これは個人負担が発生します。

調べたところでは、農業用水路長寿命化・防災減災事業とかあります。そういうような対応は、町でしていただけないのか伺います。

例えばで言うと、大草でいいますと、大草分校の手前のU字溝が、道路の脇でかなり下がってきちゃって、水がたまって越水しています。大雨のときは越水しています。

以前、多面的機能支払交付金の長寿命化で事業をやろうとして始まったんですが、たまたま長寿命化事業が200万円から50万円に減らされた時期だったので、その事業ができなくなって、今現在に至ります。

その辺、どうかよろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 用水路は一气にはできませんので、少しずつ必ずやっていきたいと思っております。

その他は、課長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから補足答弁させていただきます。

今、議員さんのほうからおただしありました農業用水路等長寿命・防災減災事業という事業がございます。

こちらにつきましては、施設の機能低下によりまして災害のおそれが生じている箇所において、施設の機能の回復、それから被害の未然防止に取り組むということが目的になっております。

こちらのほかにも利用できる制度等を、県の事業等活用できるものはあると考えておりますが、いずれにしても大がかりな修繕、改修工事になりますので、大前提として、まず地区の、それから受益者の合意が必要だと考えております。

また、目的に沿った事業計画というのが必ず必要になります。

また、議員さんからおたदाしありましたように、用水路ですので、農業用目的の水路ですので、受益者の負担も生じることになります。

事業を活用するに当たりましては、そのような県の事業を、大がかりな事業を活用したほうがいい箇所なのか、それとも一般農業土木事業みたいに町単独事業で、総事業費の2割は行政区負担になりますが、8割を補助している事業もありますので、こういうものを活用したほうが、計画的に活用していったほうがすぐに取り組めて、地元のためにいいのかどうかということを判断しながら進めてまいりたいと考えております。

地区によりましては、5年間かけて500メートルぐらいを用排水路の布設替えをしたり、また昨年度ですと、水利権が3地区にわたっているの、3行政区にわたっておりますので、3行政区合同で一般農業土木事業を申請して用水路を修繕した地区もございますので、その箇所箇所におきまして検討して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） よく分かりました。

農業関係の関連事業なので、次の質問させていただきます。

平田地内で排水事業が行われています。道路の横断の工事がまだそのままなので、大量にとというか、水がたまっています。

これも早急にしないと、見るからに危険というものもありますけれども、かなりたまっています。

県道の横断のほうの工事のほうの計画等分かればお願いしたいのと、あと、前回、ため池に関して質問したんですけれども、五輪堂のため池、袖山の五輪堂のため池なんですけれども、地域の耕作者から、今のうちに直せばそんなに金かかんねえじゃねえかなと、あれが、ちょっと私も見たんですけれども、かなり池の堤防とというか堰堤が浸食されています。

前から、地域から要望があるそうなんですけれども、その辺はどうなっているか、お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） お答えいたします。

1点目の、大草平田地区の排水路工事に関連しまして、県道を横断している側溝の件ですが、令和6年度に、令和5年度からの引き続きで、石川土木事務所のほうに協議に行っておりましたが、原因者負担でということでしたので、今年度から設計に取り組みまして、石川土木事務所と協議した上で、工事のほう、進めてまいりたいと考えております。

2点目のため池についてですが、五輪堂地区のため池につきまして、行政区要望で上がっている箇所ござ

います。こちらにつきましては、さきの議会のときにも答弁させていただきましたが、先月、県中農林事務所のほうで防災重点農業用ため池のほう、ちょっと点検に来ていただいた経緯がございますので、その際に、防災重点農業用ため池ではないんですけれども、五輪堂のため池も担当の県中農林事務所の方に一緒に見ていただきました。

漏水箇所もちょっとございましたので、低水位で管理するよというふうにご指導いただきましたので、行政区の方々とお話ししまして、そこは低水位で今のところは管理していただいているところでございます。

今後につきましては、やはり先ほど、防災減災の事業等の、県の事業等のお話もありましたが、いずれにしても計画をもって、それから工事に当たらなければいけませんので、計画を立てるということは県の事業で、イコール工事をするよということにつながってくるようですので、それも、どのような形で修繕していったらいいのか、ほかに小貫のため池等も見てもらったんですが、同じような形で、板柵とかで漏水を止めるよというご指導をいただいた箇所もありますので、そういうもので対応できるのかどうかというところを、今後またご指導いただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（２）県道の早期整備についての質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 県道の早期整備について。

質問の目的。県道75号線大草地内の早期整備を。

質問しようとする背景や経緯、課題等について。県道75号線は、浅川を南北に縦断し、沿線住民の重要な道路ですが、大草地内、特に殿内から滝ノ沢地区にはカーブが多く幅員も狭く、近年では大型トラックや大型トラクターなどが多く通過するようになりました。危険性のある区間です。

この区間の整備は、地域住民の長年の悲願でもあります。町の考えを伺います。

質問事項。県道75号線塙泉崎線大草地内の整備が必要と思うが、町の考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

県道75号塙泉崎線につきましては、沿線住民の大変重要な道路であり、特に、大草地内の一部では、カーブ等により危険性のある区間であると認識しております。

これまで、整備推進委員会の陳情や行政区からの要望を受け、幾度となく県へ要望をしております。

引き続き、早期実現に向け、しっかりと要望させていただきます。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 町長、これは町長になった次の11月5日、県庁に、町長はじめ大草の役員というか区民で県庁に陳情に行きましたよね。

〔「はい」の声あり〕

○1番（須藤孝夫君） それ以降、令和2年11月5日ですけれども、いまだに危険な箇所、このときはバイパスの陳情でしたけれども、バイパスとなると大がかりなので、去年もですけれども、危ないところの修復、整備

お願いしています。いまだに何の動きもありません。

何とか、町長、一丁目一番地で、この大草地内の整備をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 県の陳情に行ったのは、私もまだ鮮明に覚えております。6年前だと思います。そのときは、本当に図面をもって、本当に10年後、15年後できればいいなというお話をしながら帰ってきたのを覚えております。

そういう中で、まず、今の道路75号線、確かにカーブがあつて、暗いところもあり、見通しの悪いところもございませぬ。

そういう中で、そういうところ、まずバイパスができるまでに、危険でありますから、できるところはやっつけていこうということ、ある程度の要望は聞いているつもりであります。今後、そういう土手の崩れとかいろいろ様々に見ていきながら、もし早急に修繕しなければならないものは、すぐやりますので、ぜひお願いいたします。

そして、本当に危険なところは、県の土木といろいろ相談しながら必ずやっつけていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 何度も何度もなんですけれども、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、（3）小学校建設の計画はの質問を許します。

1番、須藤孝夫君。

〔1番 須藤孝夫君起立〕

○1番（須藤孝夫君） 小学校の建設計画は。

質問の目的。小学校跡地に役場庁舎をとの将来構想は聞いているが、小学校の建設計画は。

質問しようとする背景、課題。公共施設の将来構想について、町長の、小学校を中学校の近くに、小学校跡地に役場庁舎を持ってくるという計画は常々聞いていますが、中学校建設後、財源が厳しい中、小学校建設の計画はあるか。あるのであれば、財源を含めた計画を伺います。

質問事項。公共施設の将来構想を含めた小学校建設、またその財源は。町長の考え、町の考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 答えいたします。

先ほど、2番富永議員にも答弁しましたが、町においては、今年度、公共施設の今後の在り方について、基本構想の策定を進めております。

現時点においては、小学校校舎の中学校敷地への移転を検討しているところであります。

また、この移転に伴う財源の内容を含めた財政計画を精査しているところでもあります。

今後、基本構想及び財政計画を策定の上、できるだけ早い時期に、小学校建設を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 公共施設建設基本構想計画の委託という、今、進んでいると思います。

4番議員も後で質問するので割愛しますが、この公共施設というのは、こども園にはじまり、中学校建設、少子化、人口減少等々含めて、慎重に進めていかなければ、この浅川町、今後どういうふうにしていくのか、人口減少で、私も前から役場庁舎建設とか言っていますけれども、本当に慎重に、今までもこれからも慎重に計画を立てないと、町の運営というか、どちらにしろ少子化で人口は減っていきます。

例えばですけれども、大草を見ただけで、あと何十年で半分になっちゃうんじゃないかぐらい子供はいないし、年寄りばかりです。

本当にこれは、全国どこでもそうでしょうけれども、大変な問題だと思います。

だから、慎重に、造るもあるし、資金面もありますけれども、慎重に進めていかないとならないと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、基本構想は、本当に将来を見据えて慎重に進めているところであります。

近いうちに、そういう公表ができると思っております。

人口減少、これは日本全国進んでおります。そういう減少が進んでいる中でも、我が浅川町は何とか減少を食い止めて、とにかく1人でも2人でも人口を増やすために、今、様々なことを行っております。

そういう中でも、町だけでは、執行部だけではできません。やはり皆さん、町民全員の皆様方の協力がなければ、人口増はなかなかできないと思っておりますが、とにかく、この我が浅川町は、何が何でも人口減を止めて、1人でも多く増やしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

1番、須藤孝夫君。

○1番（須藤孝夫君） 今言ったように、慎重に構想を進めていってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順3、6番、岡部宗寿君、（1）浅川町での人口減少対策についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） 町長、私の質問、先に言っていただきまして、ありがとうございます。

人口減の話、これから私するんですが、先に言っていただきまして、ありがとうございます。

浅川町での人口減少対策についてという質問で、目的は、福島県で2024年に出生10人以下が15町村。ゼロが2町村。我が町は19人です。

町でのこれからの少子化対策が必要であると考えてるので、質問します。

背景。少子化の深刻さが改めて浮き彫りとなり、県や市町村は、地域の活力に向け、人口減少対策、移住・定住の促進に力を入れるべきと思っているのは、浅川町ばかりではありません。福島県も全部、全国至るところがそうです。

3点伺います。

町のこれまでの対策は何かあったのか伺います。

2点目。少子化の要因はどこにあったのか、復帰するにはどうすべきか、考えを伺います。

3点目。町長独自の人口減少と少子化対策を伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） ちょっと答弁が長くなりますから、思いこもっていますからね。

1点目につきましては、少子化対策としまして、出生祝金、小・中学校の入学祝金、保育料の減額、給食費無償化、通学補助などを行ってまいりました。

さらに、子育て世代への切れ目のない支援をするために、令和6年度から、妊娠期にカタログギフト、ゼロ歳から2歳児への紙おむつの支給などにより、子育て世代の負担軽減を図ってきたところであります。

人口減少対策としましては、移住・定住に力を入れており、町PR動画や移住・定住ガイドブックを作成し、東京都での移住・定住等の相談会に参加いたしまして、本町の魅力や特産品等のPRを行ってまいりました。

そのほかにも、東京での物販や地域体験ツアーを通して、実際に本町の特産品や地域に触れていただくことにより、関係人口の創出、拡大に向けて取り組んでいるところであります。

2点目につきましては、全国的な問題でもあります、未婚化、晩婚化や出生率の低下、さらには若者の町外への流出などが主な原因と考えております。

その背景には、結婚、出産、子育てに対する経済的負担感や、子育てと仕事の両立のしにくさなど、様々な要因が複雑に絡み合っており、結果として、出生率が低下し、少子化が進行しているものと考えております。

その問題を克服するためには、子育て支援の分野に限らず、出会いの場づくり等の結婚の支援、子どもを育てながら働きやすい環境の整備、子育て世代にとって魅力のあるまちづくりなど、分野横断的な取組を進めていくことが必要であると考えております。

3点目につきましては、小・中学校の入学祝金や保育料減額等の子育て世代の負担を軽減する事業のほか、昨年度、地域おこし協力隊が実施した駅前イルミネーションのような、若者も自然と集まる出会いの場づくりを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 町長言われたのは、全てやられています。

私はざっくばらんに言ったのは、何で増えないのかなということで聞いただけなんですけど、これからちょっと、私のほうもちょっと長くなりますが、県内59市町村の令和6年度の出生数、会津、南会津地方を中心に15町村で10人以下だと先ほど言いました。

その中で、三島と檜枝岐はゼロ。県の統計で確認できる平成元年以降、初めてのこころしいですね、このゼロというのは。

それで、少子化の深刻さが改めて浮き彫りになったんですが、県や市町村は、地域の活力の維持に向け、人口減少対策や定住の促進に一層力を入れていく考えを、県が公表しました。

県が公表したんですが、現在、人口調査年報で明らかになった、石川郡では、昨年生まれた子供が10人以下が古殿1件でした。近くでは、この辺では、鮫川村では9人です。昨年生まれた子供の数ですよ。我が町は19人です。

ほかの町村も極力減って、市系統はちょっとは増えていますね、それだけなんです。

昨年3月にも、私、こういった少子化の質問をしました。そのときもやっぱり1回目の質問で、2年後には6,000人を割ってしまうということを言われたら、間違いなく割りますと。今、現在で5千ちょっとしかいません。

そのときに町長に、人口減少を食い止める対策は何かあるのかと私は伺いました。町長の答弁は、そのときに初めて、学校給食の無償化を実施したいという答えでした。当然、それ、町長やられました。そのときやって、実はこの辺では、いち早い町の事業です。

でも、その場に町長が言った様々な通学費とか定期代年間1万円でしたか、子供に出すとか、全て町長言うようにやってくれたんですが、それでも我が町では、人口減少を食い止めるというか、そういったどのような結果が出たのかが、ちょっと知りたいと思います。

もう一つの問題で、これ、つい最近、今年の4月に、県内33市町村が消滅可能性があるというふうな民間組織でつくっている人口戦略会議というところで公表したんですね。

その中には、この県南では、石川郡、東白川郡も消滅危機にあると。実質あと25年ぐらい過ぎると、人口は、浅川町は3,000人。今までの計画でいきますとですよ。

2年前に、私、人口減少で質問したときには、浅川町は6,000人いました。でもたった2年しか経っていないのに、300人ぐらい減っています。

これを踏まえると、当然、これ、新聞に出ているよりも、計算しただけだって、あと25年には3,000人以下になっちゃうのではないかという計算になるんですね。

昨日、知事が、今朝の新聞だったんですが、県内出生率過去最少1.5%に落ち込んだと、それを踏まえ、知事は大変厳しく危機的な状況との認識を示されました。

さて、町長。浅川町町長はどういう考えを示すのか、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 消滅する可能性の町村という、石川郡の浅川町も恐らく入っていると思いますが、まず浅川町は消滅することは、私はないと思っております。どんなに人口が減っても、浅川町は消滅することは断じてないと思っております。

ただ人口が減ったから消滅するだろう、そういう問題ではないと思っておりますので、とにかく皆さんで、今ここにいる皆さんで、いかに人口減を止めるかなんですよ。

そういう中で、私は、一昨年から駅前にマーケットをやっております。これは、若者の出会いの場を今つくっているんですよ。去年の暮れのイルミネーション、若者でいっぱいだったじゃないですか。そういうのをつくるのもやはり、人口増の一つになると思っております。

今年度は、恐らく7番議員も知っていると思いますが、8月15日、駅前の盆踊り大会、町内の、これを駅前でやるとしております。それを歩行者天国でやります。

やはりこれも、若者の出会いの場をつくるために、私は以前から青年団に言っておりました。恐らく、今年度やる予定だと思っております。

そしてまた、今年はいlluminateーションもちょっと長い期間やると思っております。

やはり、私たちが先頭になってそういう出会いの場をつくるのが仕事だと思っておりますので、とにかく我が人口減にストップをかけるために、一生懸命やらさせていただきます。

そしてそういう中で、もし何かあれば、私に言っていただければ、皆さんと共にやっていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 浅川町は消滅しない。いい言葉です。我々も、町長それは願っています。

ただ、これはたった二、三年の統計しか見ていませんが、確実に減っているのは全くそのとおりです。

実質、私、これ、今、町長が言われなかったらこれ全部読むかと思ったのですが、実は、読まなくても、今町長が言ったやっている姿、これは早急に行ってやるのも目に見えていますので、若者をとにかく集めてやる。それで、最後、一歩あと私2回ぐらい質問ありますけれども、その前に1つだけ、こういう提言。

前に、これも前回質問しました。滝ノ台ニュータウンが売れない、今年町長らと行ってニュータウンの人たちと話しして、何とか穏便に値段を下げて販売しようという、そういう意気込みになりました。

でも現実はまだなかなか売れない。でも私、何年か前に、この滝ノ台のニュータウンを、実は子育て世代、子供2人いるとか、子供は1人いるとか、そういう世代に、区画を10年間住めば無料でくれるから来てくれないかという、そういった移住・定住の話を、もう何年か前にしております。

しかし、我が町ではそういうことはできないんだという話しして、そこからいつの間にか町の町営住宅みたいなのを建てて、今、3棟か4棟やっています。

でもそういうことは、移住ではないと思うんですよ。

実は、来てもらって住んでもらって人を増やしてもらおうのが、これ、移住対策、少子化対策の一因なので、その辺を町長、やっぱりこれからは、そういった売れないものをどうやって買ってもらうと、だったら住んでもらう人にくれるしかないんじゃないか、その代わり、10年なら10年間は家賃制度で払ってもらおう。なぜかといったら、子育てするには10年から15年かかるじゃないですか、子供が大きくなるまでは。

その間は、じゃ家賃だけ払ってくれと、家賃制度にして、それ以降はくれるからと、ぜひ住んでくれないかと、これは町長、我が町に残っている、今、財産の活用の一歩だと思うんです。

それと、この間も言いました駅前にあるマルシェ、あそこのマルシェはまだ浅川町に家賃を払ってあそこに住んでいるんです。

前にも言いました。浅川町の宅造には、空いている集会所、半分ぐらい使っていないところがあって、そこをマルシェに貸して、あそこで物販してもらおう、家庭用品とかそういうものを売ってもらって、そこからあとマルシェ、車で移動販売をそこから出してもらおう、そうしたら家賃かからないのではないかと話もしました。その話も全然あれから、検討はしますと町長は言ってくれました。

そういうものがこれからの少子化対策につながる一歩じゃないんでしょうか。

いかがですか、町長。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これもちよつと言ったかもしれませんが、ニュータウンを半額にするのに4年半かかりました、本当に。これ、私、町長になってすぐできると思ったら4年半かかり、大変苦労しました。

そういう中でも、移住・定住のために、何とかニュータウンを1区画でも売ろうという気持ちが表れまして、なんとか半額になりましたので、これ、必ず近いうちに、近い将来、1区画でも2区画でも売りたいと思っております。今、物すごい努力をしています。

そういう中で、今、6番議員さんが言ったとおりに、子育て世代のために、子供がいればそのニュータウンの一区画をあげればよいというお話も出てきました。

これは、ほかのところで成功している例があります。それは、私も存じております。

まず、あげるのは、次の検討にさせていただきたいと思います。

このニュータウンがもし1年、2年売れなかったら、次のステップとして検討させていただきますので、子育ての世帯にもうしばらくお待ちいただきたいと思います。とにかく、このニュータウン、移住・定住、そしてまた人口増のために一区画でも売りたいと思っておりますので、私の気持ちを酌んでいただければ幸いです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

話が冗長になっておりますので、簡単明瞭をお願いします。

○6番（岡部宗寿君） 何ですか。

○議長（水野秀一君） 質問が冗長になっておりますので、簡潔にお願いいたします。

○6番（岡部宗寿君） そういうことですか。いやでも今の話は、これが何だって人口減少の話で、町長の話を聞き出すのにこれしかないんですよ。

○議長（水野秀一君） いや、分かりますよ。

○6番（岡部宗寿君） ではもっと長く言いますか。俺、随分削っているんですよ、それでも。

これ、町長、今まで随分、町の子供とかそういったやついっぱい出してもらっています。

実際、やっています。でも、結果がついてこないんです。これ、どこの町村も一緒なんです、町長ね、実は、どこも同じことをやっているんです。でも、浅川町、なんかあれいうと、学校給食のモデルとか全て早くやったんですが、それでも人口が上がらない。だから今、上がる話をしたわけです。

今、町長、ぜひやりますと言ってくれたのでこれはいいんですが、でも、最後にだけ言いますが、前回の質問でも、町長は道路などのインフラ整備が必要だと。これがないから、人も来ないんだということもちょっと言いました。

しかし、インフラ整備なんかは確かに必要なんですが、実は、人口が減ってその道路を造ったところを歩く人がいなかったら、インフラ整備しても駄目なんです。分かりますか。

今、5,000人規模ですよ。これがあと20年には3,000人規模ですよ。そうなったときに、誰がその道を歩くんですか。

前にも町長が言った、公園を造ればいいんだと。では、どこに公園で遊ぶ子供がいるんですか。というふう

な話になっていってしまうんです。

構想はすばらしいんです。公園整備、もちろん道路整備、これは当たり前のことなんです。

でも一番先に考えなくちゃならないのは、少子化をどうするかということなので、町長が今言われたとおり、これから一生懸命考えると思いますので、これはもう目先じゃないです。今、生まれた子供、25年には、皆さん分かると思いますが、浅川町、20代から30代の女性が174人ぐらいいなくなっちゃうんですよ、あと二十五、六年の間に。もう結婚する女の人がいなくなっちゃうんですよ。そういうふうなもう統計が出ちゃっているんですよ。

ですから、これを第一に話して、学校の建設とかそういったものを、これからあと何年後には子供はこれしかないんだから、中学校建設もそうでしたが、本当に子供がいないところで大きい建物造ったって誰が入るんですかということなんです。

ですから、これから話すときには、そういった少子化の問題を第一に考えながら、この話を進めてやってください。町長、お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私は就任当時から、インフラ整備をこれやらせてくださいというお話をさせていただきました。

なぜインフラ整備なのか。中山間部を見てください。道路なんか全然駄目じゃないですか。自分のうちに上がるのに、両サイド草ですよ。舗装されていませんよ。それで若者が残るわけがないじゃないでしょう。

私は議員のときから、各山間部歩いていますよ。おじいちゃん、おばあちゃん、残っている人に言わせれば、なぜうちの息子が出ていくんだ、娘が出ていくんだ、町長見てくださいよと、この道路見てくださいよと言われているんですよ。

ですから私は町長になったら、では、各中山間のインフラ整備をしましょう、そして一人でも多く若者を残しましょうということで、私はいまだにインフラ整備は力を入れております。そういうインフラ整備をしなければ、必ず若者は出ていってしまうんですよ、東京に。そして東京に行って、中央に行っても戻ってこないんですよ、やはり。やはりそういうインフラ整備を、間もなく、今、浅川町町内はインフラ整備ある程度終わります。歩道整備ももう少しで終わります。

そうすると、ほかから来た町外の人は、浅川町はいい道路ですねと言っていますよ、これは。ですから、やはりそういう少しでもインフラ整備をよくして、若者が残るように、そして誰でもが人口交流できるように、こうやってすれば必ず人口減にも歯止めかかりますから、ですから、間もなく、今度、中山間部のほうに力を入れますから、もうしばらくこのインフラ整備をさせていただきたいと思います。

そして少子化、これはもう少しの間は、この少子化続くと思います。もう少し続きますから。ですから、先ほども言ったとおりに、少子化減を止めるためには、やはりいろんなこと、人口関係、交流関係を増やしていきながら、我々が自分の息子たちにせめて残るように、あるいは結婚するように、孫が結婚するように、我々が言わなければ、ほかの人が言ったらこれは大変なんですね、今、言えませんから。ですから、我々が、ここにいる方が家族だけには言っていて、少しでも残っていただけるように、少しでも町外から若い人を呼んでいただけるように、言葉で言っていたら多少は止まりますから、とにかく皆さんで、この浅川町を

存続させるためにも、とにかく力を合わせてやっていただくことをお願いを申し上げます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。6番、よろしいですか。6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 本当、町長の言うとおりで、インフラ、本当、町内、ものすごくきれいになりました。

ただ、なかなか在のほうに行って、じいちゃん、ばあちゃんがいる入り口のところの草がどうだなんて、こんな世の中、そこまではなんか。でも今、町で職員の方が一生懸命軽トラックで行って、こつこつ草刈ったり何だやってくれて、このきれいさは本当、誰もが分かると思います。それはありがとうございます。

とにかく、これから執行の方々は、常にもう少子化が進めばとにかく税収も減るんだし、学校も何も全体的に一つもない。これはやはり目に見えているので、それらを踏まえた行政づくり、町づくりをしていてもらいたいと思いますので、ぜひその辺をよろしく願って、質問終わります。

○議長（水野秀一君） 答弁はよろしいですか。

○6番（岡部宗寿君） よろしいです。

○議長（水野秀一君） ここで、10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（2）浅川町議会への対応についての質問を許します。

6番、岡部宗寿君。

〔6番 岡部宗寿君起立〕

○6番（岡部宗寿君） それでは、浅川町議会への対応についてを質問します。

在京浅川会が来町の折、議会が呼ばれないのはなぜかが目的です。

質問しようとする背景は、在京浅川会の上野の総会には議員全員出席していましたが、今回は本当にコロナの影響で数年ぶりの来町なのに、議員が出席できなかったのは残念に思います。

質問事項です。

1、在京浅川会のお迎え、お見送りぐらいは、議会も入るべきと思うのですが、今後、上野での総会に行きづらくなるのではないのでしょうか。

また2問目。こども園、小・中学校の卒業式、入学式での紹介が紙面だけになったのは、議員軽視ではないのか伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、在京浅川会のふるさと訪問は7年ぶりの開催となり、行き届かない点があったかと思えます。そのような点につきましては、全て私の指示どおりに職員は動いております。

ご指摘のとおり、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

2点目につきましては、学校関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 2点目について、お答えさせていただきます。

現在、こども園の入園式、卒園式の来賓紹介は行っておりますが、小・中学校の入学式と卒業式の来賓紹介は、紙面にてご紹介をしております。

コロナ禍の3年間は規模を縮小して開催させていただきましたが、そのときの経験によりまして、式典の在り方として、多数のご来賓の方がいらっしゃった場合は、できるだけ子どもたちにかかる時間を大切にすることと、式典の時間短縮を図って開催をしているということですので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 4月13日に、本当に6年ぶり、7年ぶりになりますか、町長は町長になられて、私も議員になってからは初めてだと思うんですね。それで来町されました。

コロナやなんかもあってこれはできなかったのは当たり前ですが、町の職員の話では、今年は来られる人数も少ないので、議員の方は出席しなくてもよいという、そういった簡単な説明だったんですが、町に住んでいる私の知人なんかの話では、在京浅川会の親戚の方が回ったというんですが、そのときは、議員は何で出なかったんだっぺねなんて話もしたそうなんです。

久しぶりにふるさとに来られた浅川会の方たちの、議員としては、町長、私たちはせめて来たとき、帰るときぐらいは、よく来たねなんて言って、どうもこの間はなんて、そういった挨拶ぐらいはできたんじゃないのかなというのがちょっと残念だったなと思います。それはやっぱり、町でもそのぐらいの配慮があってもよかったのではなかったかなと思います。

毎年、上野に行って、町長らと一緒に私も行っていきますけれども、浅川会の皆様の心の籠もった温かい接待、久しぶりに会って、先輩とか後輩と話して、歌って飲んで踊って、それでみんな我を忘れて楽しんだんですが、今回は、本当6年も7年も来ていない方が来たのに今回そのお礼もできず、議会としてはちょっと寂しかったんだなと思います。

町長も初めて、町長になってから来たのは初めてだと思ったんですが、なぜ今回議員が出席できなかったのか、今、町長が言ったように私の判断だと言っておられたので、それはそれで終わります。

ただ、町長、3月議会の議会日より、ここに今あります。これ、私たち議員で出している議会日よりです。皆さんこれ見て、すごいな、いっぱい来てくれたな、桜もきれいだな、でもこれ1つだけ残念なの、何だか分かりますか。

私、議会の議員が1人も写っていないんです。この表紙、分かりますか、議会日よりです。議員は1人も写っていないんです、町長。

ということは、これ町から私のところに来た、これ、町長だよりかいと、そういうふうに言われた方も、町長、いたんです。議会日よりというのは議員のあれだよなということも、そういうふうにする人がいるんですね。実はそうかなと思ったんですが、議員が1人もいないというのはやっぱり議会日よりではないよねというのが、その人に言い訳はできませんでした。そういうことなんです、町長。

これからは、やっぱりそういうことも気をつけるべきだと思うし、もう一点、こども園がたしかあったんで

すね、挨拶とか。でも小・中学校なくなった。でも、時間の関係で、子供がどうのと教育長が今言ったんですが、私これ、保護者の方から言われたんです。この間まで、みんな分かるじゃないですか保護者って何年も来ている人も、子供何人もいたり、そういう人の中で、ああ、今年は議員さん、おめでとうございますなかったねと、そういうふうに言われています。私も孫がいて、孫も実は楽しみにしていたと。でも、それもなかった。

そうすると、やっぱりこれは来た人らも言って、やっぱり中には意地悪な父兄もいて、最近議員さんは楽しんでいるんじゃないかいなんて、何にもないからと。

だから、そういったこともあるし、昔、十何人もいる時代に、それに子供が200人も300人もいる時代にやっていたときに、ただ今みたいにコロナでいろんな縮小になって、一つたったこの10人しかいない議会の紹介をできないなんていう、そういう学校行事もおかしいなと思うし、教育長、それは、我々は選挙で議員になっているんです。これは町長とかで指名でなっているんだったらそうですねと、我々は公職で、選挙でなった人間を、そのとき、せめて紹介ではなく、1人ずつ、言葉いただくのはこれ今までどおりの恒例だったんですから、これは当たり前だと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今のその議会日より、これ、私、表紙に載るといって、会長はじめ何人かに電話させていただきました。大変喜んでおりました。今、まだ手元には届いたか届かないかはまだ分かりませんが、本当によくできた写真でございます。

先ほど議員さんが言っているとおり、議員さんは総会に行きます。それで、今回は10人しか来ないから、せめて町の幹部職員と私がやるようにという、そういう指示をさせていただきました。

それで、在京浅川会の人も、やはり大変喜んでおりました。やはりこういう職員の幹部さんたちと飲み食いできるとは思わなかったということだったんですよ。

そういう中で、もし議員さんと呼んでしまうと、もう20人以上、30人近くになりまして、相手は10人ですから、そういうこともありましたので。とにかく総会には楽しんで行ってもらいますから、今回は、私が指示をさせていただきました。ご了承願いたいと思います。

それと、議員の紹介、コロナからこれ日本全国あるいは県内も、今は私、今行っても紹介されないところもあるんですよ。ですから、今、コロナから大分変わってきております。

そういう中でも、今、6番議員が言ったとおり、せめて紹介と言っておりますが、やはり、子どもたちのため、その式典に集中するために、やはりここ数年はなくなったと思っておりますので、今後、いろいろと推移を見ながら検討するように、お話はさせていただきたいと思います。

あと、教育長、何かありますか。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 補足をさせていただきます。

確かに議員の皆さんは10名ですけれども、ご来賓の皆さん合わせますと、こども園ですと20名ですけれども、小学校ですと約30名、中学校ですと40名近くのご来賓になるんですよ。

議員さん10名だけのご出席でしたら当然これはご紹介しなければならないと思いますが、40人近くのご来賓の皆さんをやっぱり紹介するということは、学校現場の校長先生と先生方が、子どもたちが主役になる

ように、そしてなるべく時間短縮でできるようにということで計画を立てておりますので、40名近くとなりますとやはり時間もかかりますので、その辺はどうぞご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 6番、岡部宗寿君。

○6番（岡部宗寿君） 町長の言われた、町長の判断でこうしたんだという話もありました。

さっきも言いましたけれども、我々はやっぱり在京浅川会に行って、上野に行って、あれだけの接待を受けて、本当に何回も言いますけれども、6年ぶりに来た人らと会えなくて、それが一番のやっぱりネックなんですよ。

ですから、その辺もやっぱり分かかってもらって、町長やっぱり、実は今回だけはそれは我々を歓送迎会で、酒飲みとかそういうことじゃないですよ、来たときと送るときぐらいは議員さんが出てもらいたいと言えれば、誰も嫌だと言う人はいないと思うんですよ。

だから、その辺をやっぱり分かかってもらって、そうでないと、今回、これ、浅川の議会だより見たって議員1人もいないというふうな、せめてこれ議長も副議長も写ってれば、ああ、議員も携わっているんだと思うんですが、これ見たとき、議会を出している雑誌なのに議員が1人もいないというのもおかしくないかなんていうこともありますので、これからもその辺をやっぱり気をつけて、議会の議長、副議長と話しして、せめてそういう公務の仕事、議会に、町長、振ってきてください。我々も協力しますから、そういうことです。よろしくお願いします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、答弁。

○6番（岡部宗寿君） はい。

次に、質問順4、9番、会田哲男君、（1）高等学校等通学助成金の増額についての質問を許します。

9番、会田哲男君。

〔9番 会田哲男君起立〕

○9番（会田哲男君） 高等学校等通学助成金の増額についてご質問いたします。

質問の内容ですが、目的でございますが、高校生は、汽車通学、バス、汽車の併用での通学が主なものであるが、現在の物価高騰、米価格の高騰等の中で、高校生を持つ比較的若い親御さんは負担がかなり大きく、浅川駅から棚倉駅だと6か月定期で、最高6か月なんですけれども定期は、2万790円、石川駅だと2万4,320円、郡山だと5万8,970円と、このようになっております。

白河高校だと、バス定期代が12万2,740円ということでございます。合計ですね、白河だと、半年で14万3,440円かかるというような状況でございます。1年だとこの倍、23万近くになる計算になります。

このような状況の中で、学校によっては1年間で5万から29万円の支出負担となります。

助成制度は、今現在1万円助成しているわけですが、この制度は大変有効と考えますが、現在の長引く物価高、ますますの少子化、出生率低下の状況での浅川町のさらなる子育て支援、子育て環境充実、子供たちに優しい町づくりとして、この通学助成金、今現在1万円ですが、これをぜひ増額すべきと考えるため、以下伺います。

1つとして、令和4、5、6年度の当初予算に対する助成実績はどうか。また、大学生、専門学生への水郡

線利活用活性化補助金の、質問状では6、7年度となっていますが、これ6年度から始まりましたので、6年度の実績はどうかお伺いしたい。

2つ目として、令和5年3月の補正予算の審議での質問と、5年12月議会の一般質問では、町長答弁としては、よい方向で進めたい、前向きに検討していきたいとの答弁でございました。検討の結果として、助成金の増額についてどのように考えているか、今現在、来年度に向けてどのように考えているか、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和4年度が、予算額181人で181万円、実績額が127人で127万円。令和5年度が、予算額166人で166万円、実績額130人で130万円。令和6年度が、予算額164人で164万円、実績額が117人で117万円となっております。

また、大学生、専門学生への水郡線利用通学費補助の実績ですが、この制度は令和6年度からとなりますので、6年度のみお答えいたします。予算額は20人で20万円、実績額は10人で10万円となりました。

2点目につきましては、議員さんから、令和5年3月の補正予算と令和5年12月の一般質問でもご質問があり、前向きに検討するとのお答えをさせていただきました。

その後、先ほどの実績額でお答えしましたように、令和6年度から水郡線活性化として、水郡線を利用している大学生、専門学生に、通学費の助成制度を新たにつくらせていただきました。

また、同じく令和6年度には、浅川町奨学金返還支援補助金も制度化し、町の将来を担う若者の移住・定住を促進するため、若い方の支援も制度化いたしました。

このように、あらゆる世代の方に支援を広げておりますので、現在のところ、拡充については考えておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 今、拡充について考えていないとの答弁ございました。

しかしながら、今の実績などを見ますと、予算額、これ当然、人数を考えた上での予算を計上していると思うんですが、それに対して実績が伴わない。申請者が減っている、出していないというような状況がございます。

そうした中、私が思うには、1万円、これは本当に前の一般質問でもお話ししたのですが、1万円というのはある意味平等という考えからすれば、これはこれで町の考え方としてはよろしいかとは思いますが、今私が申し上げましたように、通学箇所によっては年間30万近くかかるところもあるわけです。2万五、六千円から30万ですね。

そういうような形の中で、一律1万という形の中で、本当に、今、15歳、16歳、17歳、高校生、この方を育てている方は今現在、40代後半から50代初め、就職氷河期の真ただ中であつた方々です。こうした方々は、終身雇用の身分安定している方も中にはいると思うんですが、そうした方以外の契約社員等、夫婦で契約社員とか、あるいは派遣社員というような方たちもございます。

そうした中で勉学は、これは子供のためでございますので、子供の将来に係ることでございますので、幾らお金が容易でなくても、子供に学校行かせたい、郡山あるいは白河に行かせたいというような考えで、無理をしてやっている年代だと思います。

そうした中で1万円という中で、多分、予算よりも実績としては下回ってくるのではないかと、これは言葉当たっているかどうか分かりませんが、魅力を感じない面があるんじゃないかと私は思います。

そんな面から、ぜひ、今、町長は、私も3月、この間の3月あるいは補正予算あるいは12月の一般質問で、いい方向で検討したいというのが答弁でございました。

私、町長から考えていないというような答えいただいたんですが、これはちょっと今の経済状況あるいは若者、子育て世代の生活困窮状況なども踏まえて、もっと魅力ある金額に増額していただきたいと重ねてお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町単独ではなかなかできないんですよ。これはもう、前もちょっと言ったかもしれませんが、高校生の授業とか国がやるべきなんですよ、もう。これ、町単独ではなかなかできないんですよ。

私はこの前の東京へ行って、このお話もしてきましたよ。給食費も、もう国が持つべき。高校生の授業料も国が持つべき、もうそういう時代ですよ。これ、町単独で、小さいことはなかなかできないんですよ。

ですから、今、これ、国のほうに、各町村長あるいは市町村が声上げていますよ。恐らく、これ、間違えたら申し訳ない。来年度から、高校生の授業料は国で持つようになったと思いますが、ですから今後、いろんな面で国が私はやるべきだと思っておりますので、ただ、この助成金、5,000円、1万円、2万円の話じゃなくて、やはり全面的に面倒見なくちゃいけないと思っておりますね。

とにかく、今、会田議員が言ったことは、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。検討させていただきます。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 町単独ではなかなかできないというような答弁でございました。

しかしながら、補助金ありきの行政ではないと思うんですね。

まして、この金額見ても、実績見ても、百数十万円の世界です、今。これ、倍にしたとしても、例えば1万を2万にしたとしても、400万程度。この点を、町単独ではできない、国に要望している、これは当然国に要望してほしいんですけども、町単独でできない金額ではないと思っています。

町単独でやっているやつだって、いろいろあるんじゃないですか。これよりも金額考えても、工事事業費を考えても。

そういう面から、まして、私、先ほど申し上げましたように、この今、子育てしている方々は給食費、これ今後、高校授業料が無料となるという可能性はございます、しかしながら、それ以外にやっぱりこの通学費、これは結構負担になっているんですよ。

ですから、この辺をもうちょっと考えていただいて、町の少子化問題も絡めて、町でできることをやっていくという考えから予算を工面してやっていくというような考えを持っていただけないかなと思ひまして、再度質問いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 会田議員さん、これ、交通費だけが補助じゃないんですよ。いろんな面であっちこっち何十、何百と補助を出しているんですよ。ですから、交通費だけ出せば百万で済むだろうと、そういう話ではないんですよ。

やはり、いろんな面で、皆さんに、子育て世代のために、あるいは人口減少を止めるためにはいろんな補助を出しているわけですから、先ほど言ったとおりに検討させてください、とにかく。

それで、今度来年度から恐らく、学校給食費も無料になるんですよ。そうすると、町の財源が少しよくなるじゃないですか。

ですから、私は、そういう面で、もうしばらくお待ちくださいと言っておりますので、とにかく、子育て世代あるいは高齢者、障がい者は、私は今後国がいろいろな面で補助をもっともっと出さなくちゃいけないと思っておりますので、もうしばらくお待ちください。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） そうですね、浅川町は本当に他町村に比べて、よく子育て、あるいは高齢者に対してはやっていると思います。支援ですね、よくやっていると思っています。江田町長になってから大分進んだと思っております。

そういうような民間も今後ますますそのような子育てあるいは高齢者、定住・移住というものに力を入れていただいて、浅川町の人口減少に少しでも歯止めがかかるようなことをやっていただきたい。そして、町の単独でできるものは、ぜひ検討、十分検討していただいて、予算のやりくりから十分検討していただいて、前向きに進めていただきたい。

今、町長で、最後に、もう少し待っていただきたいというような形でございますので、よい方向になることを期待して、お願いと期待を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○議長（水野秀一君） 次に、（2）あさかわこども園の園庭の一般開放についての質問を許します。

9番、会田哲男君。

〔9番 会田哲男君起立〕

○9番（会田哲男君） この質問は、あさかわこども園の園庭の一般開放について、質問させていただきますが、これにつきましては、私、ある二人の女性の方に言われたんですが、土曜日に行ってみたんですけれども開いていないと、閉まっていたというようなことで、土曜日でも常時開放してほしいなと、できれば日曜日という形で話を伺ったもので、ご質問させていただきました。

質問事項として、令和4年12月から園庭開放しているが、年度ごとの開放日数とその利用実績はどのようなものかお伺いしたい。

2つ目として、園庭開放の日を、町民に対してどのように周知しているのかお伺いしたい。

3点目として、何とか工夫、工面して、土日開放できないものか。

これも、今、町長から前段の質問で予算関係いろいろな問題あったかと思うんですが、あるいは職員配置等あるかと思うんですが、何とか工面して、土日開放はできないものかということでお伺いしたいと思います。

また、この土日開放ができないとすれば、農村公園等の、あるいは児童公園もあるかと思うんですが、遊具

等を充実して、また町で管理し、子供、町民の遊び場としての利活用を呼びかけてはどうでしょうかという思いでございます。

以上、4点を質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和4年度については12月から園庭開放となりましたので、4か月間の実績を申し上げます。開放日数は11日間で、2日の来園、人数は延べ10人です。

令和5年度の開放日数は17日間で、1日の来園、人数は延べ6人です。

令和6年度の開放日数は5日間で、4日の来園、人数は延べ17人です。

令和7年度は5月末までで3日間で、来園者はありませんでした。

2点目につきましては、令和4年11月に、回覧板と町のホームページで一般開放のお知らせをしております。現在は、町のホームページで掲載しております。

3点目につきましては、園庭開放は職員が在園する土曜保育実施日となりますので、保護者から土曜保育の希望がなければ、防犯上、園庭開放の実施はしておりません。

以上です。

4点目につきましては、町長より答弁いたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 4点目につきましては、既存農村公園の遊具の充実については、遊具を充実させるとなると、広場としてのスペースが確保できないなど、既存公園の敷地では制約があるため、現状では困難であると考えております。

また、敷地拡張を含めた公園の充実には相当な事業費が予想されることから、補助事業の実施を前提とし、検討を重ねているところであります。

なお、既存公園の遊具については、更新が必要とされる場合には、より充実した遊具の設置を検討し、引き続き適正管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 1つ目なのですが、実績、利用実績ですね。開放日が実際問題として分からないという方が多いと思います。

今、ネット等であるいは町のホームページでお知らせしているということなのですが、これ、ぜひ紙ベースで、あるいは防災無線等使って、土曜保育実施日のみということでございますので、そのときによって、多分土曜に保育やる日とやらない日があるかと思うんですが、そのやる日については、ホームページとか掲載することなんですけれども、防災無線等使って金曜日あたりに流すとか、そのような形はできないものでしょうか。そうすれば、来たはいいけれども閉まっているというような状況も解消される、あるいは、利用率が

上がってくるのではないかと思います。

それと、土曜日曜日は難しいということでございますが、だとすれば、極力その開放日は町民にホームページばかりでなく、徹底した周知を図れるような体制を取っていただきたいと思います。

また、農村公園の遊具等の充実ですが、遊具を新しく設置すれば場所、面積の問題等ございます。それはそのとおりでございますが、ただ、町民の本当にサービスという面であれば、土曜保育がなかなか毎週できない、そんな状況でございますので、その間に行けない子供、これで見ますと保育所に来た方は人数的には17人とかゼロの日もありますが、それ以外の公園に行っている方もございます。東大畑の公園なんて結構遊んでいますね、子供たちが親と一緒に。

そういうような面からも、保育園の開放ばかりじゃなくて、その辺の児童公園の充実もぜひ図っていただきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 防災無線で知らせるといのは大変難しいというか、防災無線は使うことは私はしない方向でいきます。

そしてまた日曜日の開放。これも、しない方向でさせていただきたいと思います。

あと、私、この公園、遊具を充実してくれと言われて、二、三年、私、土曜日曜日、自分の時間のあるとき、バイクで農村公園かな、公園を時間をかけて見ておりました。

まず、地元の農村公園と、浅川座の裏のところの公園ですか。まず、遊んでおりません。周りには、子どももないせいか、本当に維持管理するだけであの地域の人も大変だと思っております。

そういう中で1か所、確かに今9番議員が言ったとおりに東大畑の公園、あそこは本当に土曜日曜日、来ている方が多いときで10名近くおります。少なくとも二、三名たしかに親御さんと来ているのは間違いございません。

そういう中で、遊具、もし設置するとすれば、一番今利用価値の多いところ、東大畑がもし古い遊具が駄目になれば新しく付け加えて、ちょっと大きめなのを付け替えたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） 今、町長から話があった、本当に公園で遊んでいる方、背戸谷地の農村公園も横町の児童公園も、本当に遊んでいる方はほとんど見かけません。

これは、いろいろ今日何件も他の議員からも出ていますが、これは少子化が大きいと思います。そんな意味からも、子育て支援と少子化、子供が少ないから、遊んでいる子供が少ないから充実あるいは日曜日開放とかできないとかいうような事実も、遊ぶ子供が少ないからできないではなくて、それじゃなくて、遊ぶ子供を増やす、少子化対策の一環としての、前もってそういうようなことを用意しておくということも必要かと思しますので、ぜひ開放日の周知も含めて、農村公園等の遊んでいる方はいるわけでございますから、少ない子供がありますが、その少ない子供を大事にするという意味からも、ぜひ取組んでいただきたいと思うのですが、どうなんでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 今、9番議員さんのおっしゃったとおりだと思っております。

町では、できることはやらせていただきたいと思いますと思っております。

それと、ちょっと話はずれるかもしれませんが、前、皆さんから大きな公園を造りましょうという話がありました。私はまだその夢は捨てておりません。

なぜならば、そういう、7番議員さんが言ったとおり、キャンプ場とかそういういろんな施設ができるような、私は大きな公園を近い将来目指しております。これも皆さんの協力がなければできませんので、とにかく、既存の、今ある公園を充実させていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 9番、会田哲男君。

○9番（会田哲男君） そうですね、町長、前から言っているように、大きな公園を造りたいと、他町村にも誇れるような公園を造りたいということは伺っております。ぜひそれを実現していただきたいと。

ただ、これも何年後先かも今のところは分からないというような状況でございます。そうした意味からも、土日開放も含めて、あるいは児童公園、農村公園の遊具の充実も含めまして、前向きに検討、実施していただくをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順5、5番、木田治喜君、（1）プロポーザル方式についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） 質問の前に訂正させていただきたいのですが、既に、議長はじめ議連の委員長、それから各議員のほうには了解をいただいていたのですが、表題の件です。

表題、「プロポーザル方式について」となっておりますが、もともと「プロポーザル方式における随意契約について」が正しくて、違う表題で提出をしました。

期限も過ぎていたこともあってそのままになっておりますが、プロポーザル方式という随意契約ですので、「随意契約」を入れたほうがより町民の皆様理解を得られるとの思いで、変更させていただきたいと思っております。

表題の変更が質問内容の変更を意味するものではありませんので、そちらのほうはご了解いただきたいなということで、「プロポーザル方式における随意契約について」という表題に訂正させていただきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

もともとプロポーザル方式の随意契約は、ご存じのように、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号が定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして締結することができることを基本としています。

そもそもプロポーザル方式というのは、企画競争入札と呼ばれていることは、もう既にご存じのとおりだと思います。

だからこそ、発注先決定までの透明性のあるプロセス及び厳正かつ公平に選定することが重要だということ

とです。

当町プロポーザル方式においては、公募型と指名型とがありますが、詳細については理解できていない点多々ありますので、今回は公募型に特化した質問をするとともに、当町において、近年、公募型プロポーザルにより選定するケースが複数見受けられ、透明性等々が担保されているか、最近の米騒動においても、備蓄米の随意契約等についても、その透明性が問題になっております。

改めて具体例をもって詳細をお伺いします。

1点目に、当町がプロポーザル方式を採用した最大の理由をお伺いします。

それから2点目に、プロポーザル方式による、審査会等を含む募集の決定から受託者決定までのプロセス全般及び直近に実施された、浅川町魅力発信業務委託公募型プロポーザルの募集開始から受託者決定までの日程をお伺いします。

3点目に、審査会選定に関する基準及び応募事業者とのやり取り等の記録保持状況をお伺いします。

4点目に、当町の審査基準、評価の判断基準の着目点及び配点の決め方はどのように決定されているか、お伺いします。

以上、4点ほどお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、契約に関し、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定する必要が生じたことから、プロポーザル方式を採用したところであります。

2点目につきましては、時系列で申し上げますと、担当課において実施要領の案を作成し、審査会において実施要領の内容を確認いたします。

その後、町ホームページへの掲載により募集を開始し、質問書の受付、回答を行い、参加表明書等の受付を行います。複数の参加表明があり、全提案者のヒアリング等の実施が困難な場合には審査会を開催し、提出書類による第1次審査を実施いたします。

その後、参加資格審査結果を通知いたしまして、企画提案書を事前に提出していただき、プレゼンテーション等による第2次審査を実施いたします。

プレゼンテーション終了後、審査会により受託候補者を特定し、選考結果の通知及び公表を行い、契約事務に移ることになっております。

浅川町魅力発信業務委託の際の日程につきましては、担当課において作成した実施要領の案を7月29日に審査会にて内容を確認した後、7月30日に町ホームページに掲載し、募集を開始いたしました。

8月5日までとしていた質問書の提出はございませんでしたが、8月8日までとしていた参加表明は、期限までに1社から参加表明書の提出がございました。

参加表明書の提出が1社のみだったため、プレゼンテーションの際に第1次審査と第2次審査を併せて実施することとし、プレゼンテーションの開催通知を送付いたしました。

8月20日までに企画提案書等を提出いただき、8月22日にプレゼンテーション等による第1次審査及び第2次審査を実施し、審査会において受託候補者を特定いたしました。

8月23日に選考結果を通知するとともに、町ホームページにて公表をしております。

その後、契約事務に移り、9月13日付で契約締結となっております。

3点目につきましては、浅川町プロポーザル方式の実施に関する要綱に基づき審査会を開催し、第1次審査、第2次審査を経て、審査基準に基づき受託候補者を選定しており、参加表明受付や審査結果等、書面にて対応しているところであります。

4点目につきましては、担当課において、業務内容に基づき、評価項目、評価のポイント、配点を設定したプロポーザル審査基準の案を作成し、審査会において決定いたしました。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 詳細にご回答いただきました。ありがとうございます。

プロポーザル方式を採用した理由は、今ありましたように、最適な業者を選択するんだということだと思っておりますが、大まかにいうところのプロポーザルを導入する理由というのは、いわゆる、基本的には、いろんなところで言われていますけれども、受注者とそれから発注者が、共同で仕事を行うことが容易にできるんだよということ、投げかけただけじゃないよと、お互いに共同しながらやることができるというのが大きなメリットだと思います。

それから、契約の内容が変更できる、これも大きなメリットの中の一つ。これがプロポーザル方式を選ぶ理由だと、私は思っています。

それで、町長さん、今、回答のとおりで、それはそれでいいんだと思いますけれども、もう一つ、3点目の、これについてはまた後でちょっと述べますけれども、令和6年4月1日から適用されている浅川町プロポーザル方式の実施に関する要綱第1条と第2条に明記されているとおりだと思います。

これは、なぜプロポーザルを選んだかという理由が、そこに書かれています。

それらを受けて、2点目以降についてちょっと再質問させていただきたいんですが、プロポーザル方式の実施に関する要綱は、遵守すべき事項が網羅されている他自治体が策定している、俗に言うガイドラインと考えてよろしいのでしょうか。こちらをまず1点、伺います。

それから、業務契約をプロポーザル方式にて実施するとの決定は、どのような組織、これをプロポーザルでいくんだと、それとも入札するんだというようなことの決定は、どこの組織が行うのか、これをお伺いします。

要綱にもあるとおり、プロポーザル方式の契約において重要な役目を果たするのが審査会です。審査会における審査事項と、基本的な審査会のメンバーを確認の意味合いでお伺いします。審査会のメンバーですね。審査事項と基本的な審査会のメンバーをお伺いします。

また、3点目の記録保持、先ほど言いましたように、記録保持の件ですが、私が言ったのは、記録保持はどうしてますかという話なんで、随意契約の公平性、透明性の観点からも、記録保持、いわゆる会議録の作成はマストと思われれます。庁内の全ての業務に通じることだと思っておりますが、文書の作成とそれを保存するという事は、それを未来の行政に生かすということ、公文書管理の第一人者の方が発信されています。記録をなくした自治体は、未来を担っていけないというようなことも言っています。

改めて、浅川町としても、文書の作成と公開の重要性について、しっかりと意識し、公募プロポーザル事業

も含めて、全庁での取組をお願いするものですが、いかがでしょうか。

ですから、先ほどの町長の回答とはちょっと違うのかも、私が言っているのは、そのやり取りの中で、そういったものを会議、相手方とした場合にも、会議録の作成だとかそういった記録保持をきっちりさせていますかと、何年後に見ても誰が見ても、ああ、こういう形でやったねということが分かるような形になっていますかと、公文書として扱っていますかということをお聞きしました。

以上、4点ほどお伺いします。

それから、4点目の評価についてもお伺いします。

評価パターンには3パターンがあると聞いています。浅川町はどのパターンでやられているのか、これも併せて伺います。

ですから、5点ほどお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 副町長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 副町長、加藤守君。

○副町長（加藤 守君） それでは、私のほうから答えさせていただくとともに、抜けているところは担当課から補足させていただきます。

まず、ガイドラインについて、1点目、ガイドラインについてでございます。

私ども、ガイドラインというものは、他の自治体が定めているガイドラインというものはつくっておりませんが、ご指摘のとおり、浅川町公募型プロポーザル方式の実施手順を作成して、これに基づいてプロポーザル方式による業者選定を行っているところでございます。

それから2点目、すみません、2点目はちょっと飛ばさせていただいて、3点目で、審査会のメンバーでございますが、審査会のメンバー、先ほど申し上げました実施手順の中で、審査会のメンバーというものをうたっております。

一つは副町長、一つは総務課長、それから一つは所管課長、それから4つ目、その他町長が必要と認める者ということで、たしか2課長入っていたと思いますが、いずれにせよ課長職ということで構成していたところでございます。

それから4点目でございます。

4点目、記録保持ということで会議録ということでございますが、会議録は作成してございません。ただし、点数ということ、各審査員の、審査会の審査員が評点したのものというものはしっかり記録として残っております。マストかと言われるればそのとおりかもしれませんが、今後、参考にさせていただきたいと思っております。

それから5点目の評価パターンというのは3パターンあるということですが、その2点目と5点目について、ちょっと私、もう一度確認させていただいてよろしいでしょうか。2点目は何でしたっけ。

2点目、プロポーザル方式、なぜ、誰がプロポーザル方式の選定をするかと決めたのかということでありますが、こちらもちろん、業務内容を所管している担当課のほうで、単なる価格競争でいくのか、それともプロポーザル方式ということで業者を選定、単なる価格だけではなくて総合的な判断で業者選定をすべきかということ案として出しまして、町として決定しているということでございます。

最後、5点目の3パターンでございますが、すみません、もう一度、その3パターン、具体的にどういふものか教えていただけますでしょうか。申し訳ございません。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） すみません。

当然、評価するわけですから、当然、そういったものが網羅されているという思いでちょっと質問させていただいたんですが、これは具体的な通告はしていません。これ、確かにそうです。ただし、当然プロポーザルやれば、今聞いたものは既に実施されているものだし、把握しているものだというふうな形で質問させていただいています。

1番目のガイドラインと、これはガイドラインと考えていいんでしょうということで、副町長から答弁いただきました。

それから、業務契約をプロポーザル方式にする決定は、担当課ではないような気がするんですが、よろしいんでしょうか、担当課でということで、分かりました。

それから、審査事項と基本的な審査会のメンバー、メンバーはお聞きしました。審査事項も、要綱の中に書いてありますよね、しっかりと。そこのところを回答していただければ結構だったんですが、別に難しいことではありません。

それから、評価パターンなんですが、それからその前に、記録保持の話がありました。

ぜひ、これはやり取りですので、対発注側とそれから受け手側、受注者、これ、会議も何回もやっていると思います。当然これは会議録残すべきだと私は思います。これをつくっていないということになれば、その先ほど来から言っている公平性云々の話だとか、どういった内容で話されたのかというのが記録として残っていないければ、裏づけになりません。というふうに私は感じています。これは後々検討していただくということで、先ほど副町長からも答弁もありましたので結構です。

それから、評価パターン。

これ、3パターンがあるということで、総合評価パターン、それから、個別評価パターン、段階評価パターン。多分うちは総合評価パターンで、浅川町はやっているとは思います。改めて、どういうパターンでやっているのかということでお聞きしました。多分、担当課の課長さんをご存じだと思います、どの評価でやっているかというのは。

いわゆる企画提案書とプレゼンテーションの評価基準が同一で、総合的に判断される1回のみでの評価、いわゆる一発勝負です、これが、いわゆる総合評価パターンという内容です。

それから個別評価パターンは、プレゼンテーションと企画提案書とそれぞれ違う土俵の上に乗せて、それぞれを評価する。そしてそれを足して総合判断するというのが、個別評価パターンです。

それから段階評価パターンは、企画提案書とプレゼンテーション、全く別物と考えて、まずは書類審査を行って、それからプレゼンテーションをやって決める。プレゼンテーションに行けるのは書類審査を通った人なんですが、ですから一発勝負ではないですよということになるんですが、その辺の内容も多分ご存じだというふうに思っています。

それで、細かい内容で本当に申し訳ありませんでした。結果的にはそういった内容ですので、後々また検討

していただければというふうに思っています。

では、冒頭に質問させていただいた魅力発信業務委託公募型プロポーザルについて、具体例をもってちょっと確認の質問をします。

結果的には、先ほど、参加表明者は1社のみと聞いていますが、これ、間違いがないということで、先ほど答弁にもありました。多分、これは間違いはないだろうというふうに思います。

それで、冒頭2点目に、プロセス及び日程等をお伺いしました。また、要綱の審査会における審査事項も伺いました。ただし、審査事項、ちょっと出ていなかったんですが、確認事項のいわゆる要綱の中に、(4)に「提案者が1社のみであるときは、受託候補者の特定において競争性があるか十分に検討した上で、審査会で協議して、その取扱いを決定するもの」と、要綱には書いてあります。1社しかないとき。これ、当然なされていると思います。

とありますが、他自治体、いわゆる先ほど、ガイドラインは当町にはないですよという話があったんですが、実施要領の中には明記されているところも見受けられます。これ、浅川町の実施要領の中にもこの明記がされていました。1社のみ云々の話は。

ただし、要綱の中、いわゆるガイドラインだとか要綱に明記されている市町村は、私はあまり見ません。

最初から1社ありきという考え方じゃないんです。冒頭に言いましたように、企画競争させるのがプロポーザルなので、1社のみなんていうことじゃなくて、複数の業者がちゃんと応募できるように環境を整えるんだということだと思います。

要綱の中に1社のみ云々が明記されているというのは、私はあまり見ませんが、そもそも、1点目に言いましたが、当町がプロポーザル方式を採用した理由の一つとして、先ほど町長からもありましたように、広く企画提案を募ることが大きな意味合いだと私も思います。これは町長答弁のとおりだと思います。

若干趣旨に反して、この要綱の中にそれらを加えていることに違和感を感じるんですが、町はどう思っているか、これもお伺いしたいと思います。

さて、浅川町魅力発信業務委託公募型プロポーザルの日程についてですが、先ほど回答いただきました。

広く企画提案を募るという趣旨からいえば、公募を周知させるためにも、ゆとりある日程にすることが求められると推察いたします。

先ほど伺った日程から、募集開始から参加表明書等提出期限が9日間になっています。あまりにも短いというふうに私は感じているんですが、どうなんだろうということだと思うんです。

要領を決めて云々ですから、それは実施されるほうの考え方もあろうかと思うんですが、全国のプロポーザルの公募を確認しました、私も。25自治体を見させていただいて、ガイドライン、要綱に、公募による参加表明等の基本的期間が明記されています、要綱にですね、ガイドラインに。いわゆるうちでいうところの浅川町でいうところの要綱に明記されています。必ず15日から1か月近く持ちなさいよと、要綱には書いてあります。ガイドラインにも書いてある。

ということで、当町の9日間という日程は、予算づけを含めた事業の事情もあると推察しますので、9日間が悪い、いいと言っているわけではありません。ですからこの問題については回答は求めませんが、応募資格です。

要領の中に、(1)から(7)は基本項目と心得ます。税金を滞納していないとかいろんなことは、それは基本的な要綱だと思うんですが、(8)から(10)、これは資料がないので皆様方ちょっと分かりづらいかもしれませんが、魅力発信云々のプロポーザルの実施要領の中に書いてあります。(8)から(10)については、魅力発信業務の趣旨に即した項目と思います。私もそれはそれで考えます。

ただ、コンセプトとして、「従来の方法とは異なったより効果的な町の魅力発信に取り組む」というふうにあります。要領の中に書いてあります。

以前からタレントを起用したプロモーション動画は数多くありますし、タレントを起用しない企画力のある動画でも栗原市、それから別府市、波佐見町等々のように、再生回数が多いところもあります。自治体の中には、アップしてから4日間で100万回を超えた動画もあります。

ということもありますので、ぜひとも企画が必要だというふうに、長いですか、町長、長いですか。分かっていますか、では。中身。申し訳ないけれども、私、ゆっくりしゃべらせてもらっています。

〔「もうちょっとゆっくりしゃべって」の声あり〕

○5番(木田治喜君) ああそうですか。分かりました。

長いというと、時間も過ぎて、私、各質問30分というふうに考えています。ですから、30分以内で終わろうと思っているので、ちょっと早口になって申し訳ないです。すみません。

企画力を重視するなら、比較する企画が必要だというふうに思いますが、複数の事業者から応募いただけるというような資格設定が必要です。反面、クオリティーの問題もありますから、甘々にはできないんだということ。8番から10番についてはそういった項目が含まれているんだと、私は思います。

そこで質問なんですが、プロポーザルの本当の意味合いは、内容もさることながら、複数の事業者から応募と位置づけていますが、町は、この1社ということに対して、どのような考えを持っているか、2点ほどお伺いします。

○議長(水野秀一君) 町長、江田文男君。

○町長(江田文男君) 副町長より答弁させていただきます。

○議長(水野秀一君) 副町長、加藤守君。

○副町長(加藤 守君) 2点ですね。

まず1社のみ、このプロポーザル方式の実施に関する要綱の中に、1社のみということ想定した条項を設けるのはいかかなものかというご指摘ですかね。

こちらは、もしこの条項がないとすると、仮に1社しかいなかった場合に……。

〔「いや、それは要領です。今言っているのは要綱です」の声あり〕

○副町長(加藤 守君) 要綱。それぞれの、要綱ですよ。ですから、プロポーザル方式の実施に関する要綱の中の条項という、じゃなくて、要領ですか。

○議長(水野秀一君) 木田議員、はっきり。

○5番(木田治喜君) では、すみません。それで先ほど、要綱がガイドラインとして位置づけていいんですかという質問を最初にさせてもらっています。

ですから、要綱があって、各担当でプロポーザル方式にするんだということは、多分今回のこれでいくと、

企画担当の課長が要領をつくったんだと思います。

要領です。

ですから、その要領に1社のみ云々が入るのは構わないんです。ただし、ガイドラインと言われる要綱の中に1社のみと入れるのはいかがなものですかねという質問です、私は。

要綱に入れては、問題があるんです。広く集めるんだから。だったら、要綱の中に1社のみなんて最初から入れてたら、1社のみでもオーケーなんですよということになります。それは、要領の中に入れるのは構わないですよということを私は言っています。お分かりになりましたでしょうか。

○議長（水野秀一君） 副町長、加藤守君。

○副町長（加藤 守君） そこはもしかしたら、認識の違いがあるかもしれないんですが、要綱の中でまず原則としてガイドラインがあって、その要綱の範囲の中で要領を決めていくということなので、もちろん要綱の中に1社の場合はどうするんだということを書いておくことは、必ずしも理屈に合わないことではないのではないかとこのように考えております。

それから2点目でございますが、複数の事業者が入っていないということについて、どのように考えているのかというおたじだしたかと思えます。

こちらにつきましては、もちろん広く公募、またプロポーザルでございますので、広く事業者を募集することが本筋でございます。なので、ただ、結果的に1社しかないということは想定してあります。

仮に、もっと言うと、応札がなかったということももちろんあり得ることでございます。なので、そのようにバランス考えながら、実施要領というのは決めていくものだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 分かりました。

要綱の中にも1社のみ入れてもいい、これは見解の相違だということでもいいだろうということなので、それは百歩譲っていいだろうというふうに思います。

それから、先ほど、1社のみ応募を町はどう考えていますかということ、これ非常に重要なところで、応募がなかったから仕方ないんだ1社なんだという形と、それから、環境を整えて絞りに絞って、要件をある程度条件を絞って、これとこれとこれは必要ですよということ以外は甘々にしておいて、ある程度の門戸を広げると、それで企画を争っていただく、企画はどういうものがあるんだろうなということを見ることも、これも一つ大きなプロポーザルの意味だというふうに私は考えます。

1社のみでやっているんだったら、プロポーザルにする意味合いがない、逆に。何のためにやっているんだと。ということは、先ほど表題に変えさせていただきました本当の随意契約となってしまいます。ただし、随意契約は130万まで云々だとかいろいろな明快に決められています。それを省いたところで、プロポーザルに名を借りて随意契約をしていたんでは問題ですよということになります。

ですから、複数の応募者があるような条件をぜひともお願いしたいなということなんです、最後の質問になるんですが、採用するメリット、デメリットは先ほど来からいろんなことを言いました。

反面、デメリットとしても結構あるんですね。このプロポーザルをやることによって。

それは、企画内容だけでなく企画者も評価するために、小規模の事業者や過去の実績に乏しい事業者には依頼しにくいんです。ということが、まさに応募資格の今回の要領の（８）から（１０）がそれに当たります。だから、小さい会社だとか実績のない会社は、幾ら企画力がよくても応募できないんだと、そのところで条件決められていますので、（１）から（１０）まで条件が決まっていますから、特に（８）から（１０）に該当する業者はほとんど少なくなるということだと僕は思います。

福島県でもあったのかどうか、その該当する業者がいたのか、候補生がいたのかどうか分かりません。私もその辺のところについては詳しくないので、もしかしたらいたかもしれませんが、あの条件をクリアするのは非常に難しいだろうなというふうに思っています。

それは、再生動画も含めてですよ。１週間に何万回だとか何十万回だとか、その条件をクリアする業者というのはそうはいないだろうなというふうに私は考えています。

これは、先ほど来から申し上げたとおり、プロポーザル方式が適正に運用されていれば、透明性や公平性が高い選定方法です。これ、なります。適正運用のためには評価項目と点数を明確に定めて、先ほど評価基準も聞きました。ただ、ちょっと中身があれだったんですが、再度やり取りしていると時間なくなりますので、委託地方自治体が企業に事業を発注する場合は、国民、それから住民が納付した税金がその原資となります。これはご存じのとおりです。当町も、大切な税金を使ってやるわけですから、事業者選定には誰もが納得するような妥当性や透明性が必要です。

当町もプロポーザル方式を取り入れてから、実践ケースが少なく、事例を調査研究しながら、ということは、さっきの会議録もそうなんですが、そういった記録保持というのをきっちりやっておかないと、積み重ねになっていかないんですよね。そうすると、前のことが生きてこなくなりますので、ぜひともその辺のところをご理解いただいてやっていただきたいなど、事業ごとにこれは、担当課が違ってまいります。所管が違ってくるということで、知見の蓄積が偏在化してきます、当然。あちらこちらでやりますから。

例えば、企画商工課がやったら、次は総務課で担当でやるんだとか、いろんなところでやっていきますので、そうすると蓄積、というか知見の蓄積が偏在化してきますので、当然こういった議事録を、それを見ればどこの部署が見ても分かるように、一目瞭然になるようになっていくということは、なぜそういうふうなことを話をするかという、全国的にプロポーザルに係る住民監査請求、これが非常に多いです。これは皆さんもご存じだと思います。非常に多くなっています、今。

いわゆるプロポーザルに名を借りた、何かその辺のところでごちゃごちゃとなっているんじゃないですかねということで、住民監査が相当数起きています。

ですから、そういった誤解を招かないように、ぜひとも我が町はやっていただきたい、やっているはずですよ。やらないとは言っていないです。多分、いろんなところで担当課の方は苦勞してやっていると思いますので、ぜひともこの随意契約を適正にするために、今後、町としてはどのように取り組まれていくか、どのように情報公開を進めていくかを、最後に町長にお聞きして終わります。

あと、個別にいろんなことで話はあるんですが、担当課の課長に、私、後から確認しますので、そういったことで、以上、これで終わりますので、町として今後どのように進めていくかということだけ、町長のご意見を聞いて、終わります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課はじめ各職員といろいろと問題提起をしながら、今後もやっていきたいと思っております。

これ、私一人でああやれこれやれということはできませんので、やはりこれ皆さんと職員で話をするのが一番ベターだと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（水野秀一君） ここで、昼食のため、1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（2）会計年度任用職員についての質問を許します。

5番、木田治喜君。

〔5番 木田治喜君起立〕

○5番（木田治喜君） ナンバーズとして、会計年度任用職員についてお尋ねします。

会計年度任用職員制度の主たる目的は、非常勤採用や待遇の統一を目指したものであり、賃金の設定や昇給制度、休暇の取得など一部の待遇において明確なルールが設けられ、制度の導入により待遇が向上した一方で、任期の制約や更新の不確実性などの課題があります。令和6年6月、総務省が会計年度任用職員のマニュアルから再任用の上限回数を削除した中で、各自治体の対応に差がある現状において基本項目をただし、再任用等の当町対応を質問します。

1点目。当町の会計年度任用職員数の推移をフルタイム・パートタイム別に令和3年度より令和7年度までを。また、任用職員採用数が多いと思われることも園の推移についても併せて伺います。

2点目。会計年度任用職員の中でフルタイムとパートタイムは何により区分され、それは何に明記されているか。また、パートタイム任用職員のうち勤務時間設定上位職員の1週間当たりの勤務時間を伺います。

3点目。令和6年6月において、総務省会計年度任用職員のマニュアルから公募なし再任用の上限回数を削除したが、当町の対応を伺います。

また、適切な給与決定においては、正規職員の給与が改定された場合に会計年度任用職員の給与についても改定の実施、時期を含めて同様とすることが基本ですが、当町の対応を改めて伺います。

4点目。会計年度任用職員の中で例えば、フルタイム職員で経験年数1年目保育士の石川管内5町村のそれぞれの月額給与額を伺います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、令和3年度のフルタイムが全体で29人、パートタイムが41人、うち、こども園のフルが12人、パートが11人。

令和4年度のフルタイムが全体で35人、パートタイムが41人、うち、こども園のフルが12人、パートが9人。
令和5年度のフルタイムが全体で37人、パートタイムが41人、うち、こども園のフルが13人、パートが8人。
令和6年度のフルタイムが全体で37人、パートタイムが41人、うち、こども園のフルが14人、パートが7人。
令和7年度のフルタイムが全体で37人、パートタイムが37人、うち、こども園のフルが13人、パートが5人となっております。

なお、人数につきましては各年度の4月1日時点となっております。

2点目につきましては、勤務時間により区分され、地方公務員法に明記されております。また、勤務時間設定上位職員の1週間当たりの勤務時間につきましては、建設水道課の道路作業員や給食センターの調理員で1週間当たり35時間となっております。

3点目につきましては、これまでは5年まで人事評価を基に公募によらず更新をしておりましたが、今後につきましては国の考え方を踏まえ、適切に対応してまいります。

また、給与改定につきましては、これまでどおり人勸に基づき、正規職員と同様の取扱いをすることとしております。

4点目につきましては、浅川町と石川町が20万7,900円、古殿町が20万1,700円、玉川村、平田村は採用なしとなっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ありがとうございます。

総務省の発表によると、令和6年度の調査で全国で66万1,000人のうち、50万人弱が女性職員で占められているということでございます。当町も1点目で推移を伺いました。圧倒的に女性職員が多いかなというふうに考えています。

令和4年12月、総務省は「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」を発出しています。これは町のほうにも来ていると思うんですが、主に5つの柱を中心としています。①空白期間の適正化、昔はそういったことがあったということなんです。②適切な給与決定、今、町長がお答えのとおりだというふうに思います。それから適切な勤務時間の設定、これもそうです。当町では35時間という今お答えがありました。

それから再度の任用について、その他勤勉手当の支給検討状況ということが、令和4年12月にはそのようなことが発せられていますが、そのうち、②適切な給与決定については地域の実情等を踏まえ、適切に決定する必要があること、その際、地域の実情等には最低賃金が含まれることに留意することと言及しました。これにより、最低賃金法の適用除外を理由に、地方公務員は最低賃金法の適用除外ですので、その除外を理由に各地方自治体では地域別の最低賃金を下回る雇用が横行していたということも事実でございます。それが、最低賃金法を盾にするのは何かというと、法律的には最低賃金法がいわゆる適用除外だよということで、そういったことがあったというふうに聞いております。

それで、行政による最低賃金以下での雇用を改めさせることは大きい前進と思われれます。また、適切な勤務

時間の設定の意味合いで、2点目に勤務時間の設定をお聞きしました。当町ではそのようなケースもないものと推測しますが、国の調査においても勤務時間の差が1日当たり15分しかないにもかかわらず、パートタイムとして任用されている職員が一定数いるということも全国的には言われています。

いわゆる37.75時間、いわゆる10進法でいうと37.75時間、35時間と45分ですか、38時間と45分ですか、ごめんなさい、訂正します。38.75時間ということで、それよりも15分くらい短くしてパートタイムというような位置づけにしたということも一定数いるということも報告されています。つまり、業務量はフルタイム勤務と同等であれば、パートタイム任用職員と位置づけること自体を目的に、フルタイムの勤務時間をわずかに短く設定するということが適切ではないということが方針です。

それでは再質問いたしますが、フルタイムとパートタイムとの比較で大きく違う待遇にはどのような項目があるか、再度質問させていただきます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

フルとパートの大きな違いなんですけど、こちらにつきましては、退職手当の支給のありかなしになっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） そのとおりですね。そのほかにどんなことがあるかという勤務時間、先ほど言いました。それから給与の種類でもこれは項目別なんですけど、給料と報酬の違いもあるんだろうと思いますし、一番大きなのはやはり退職手当、あるかないか。それから副業の兼業ができるかできないか等々であると思うんですが、官製ワーキングプアという言葉があります。これは収入や待遇などの面で不遇な状況にある、国や地方自治体等の公的機関で働く非正規雇用の労働者のことらしいのですが、私もあまり官製ワーキングプアという言葉、ワーキングプアはよく聞くんなんですけど官製ワーキングプア、いわゆる公的機関で働く人のことを言うらしいんですが、これも格差があったと言ったとおりでフルとパートとの格差でいえば回答にもあったとおり、退職手当というのが一番大きいんだろうというふうに思っています。

会計年度職員の制度も令和2年度にスタートし、いろいろな変遷の末に現状があります。先ほど、フルとパートの格差についても述べましたが、正規職員と任用職員との格差も顕著です。ただし、今後もさらなる格差是正の見直しが進むと考えられます。特に任用職員のうちパート勤務と位置づけられ、時間給で働いていただいている方々の待遇改善をぜひお願いしたいと思いますが、町の見解をお伺いします。

次に期末手当です。以前は非常勤の地方公務員にはボーナス支給がされないのが基本でしたが、任用制度の創設により期末手当が支給されるようになり、令和6年度よりさらに拡充され、勤務成績などに応じて勤勉手当の支給も可能になりました。先ほど言いました格差是正の一環でもあります。そこで、再任用時も含めて伺います。ですから、再任用するとき、それから勤勉手当を付加するときの両方でお伺いしたいんですが、ボーナスでも再任用でも人事評価が重要となります。当町はボーナス時にどのように評価して勤勉手当に反映して

いますか、伺います。また、反映した場合、年何回評価しているかも併せて伺います。

冒頭の質問で、公募なし再任用の上限回数撤廃の質問をしましたが、当町における再任用時並びにボーナス時の評価は、評価の方法はいろいろあると思うんですが、ずっと昔、一般質問でも私したと思うんですけども、評価方法を、相対なのか絶対なのかというところで、どのやつの評価方法を使っているか、これも併せてお伺いしたいと思います。

以上4点です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 各項目により担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、議員さん4点ですか、今おただし。私、すみません3点と思って今メモしていたんですけども、じゃ私のほうからまず答弁させていただきます。

まず町の見解ですが、大きなくくりでいいですと我々正規職員と会計年度任用職員おりますけれども、会計年度任用職員も働く職場とすれば当然同じわけでございます。年に何回か、職員労働組合がございますが、こちらともいろいろやり取りしております。ぜひ会計年度任用職員も待遇を同じくお願いしたいということで、町とすれば、ほとんど全てにおいて正規職員と同じような待遇をしております。

それと、期末手当、勤勉手当の件ですが、こちらにつきましては人事評価に基づいておりません。人事評価は今のところはまだ反映されておきませんが、近い将来は反映させられるものと考えております。それと、その人事評価ですが、評価者につきましては各課長に委ねております、基本的には、各課長といいますか各課の管理職ですね、課長と課長補佐。こちらでヒアリング等を行いましてそれでペーパーで提出していただいております。

最後ですが、相対か実態かといいましたら、実態と思っております。

以上です。

〔「絶対」の声あり〕

○総務課長（生田目源寿君） 失礼しました。絶対評価であります。

以上です。

答弁もう一度いたします。年に1回の評価をしております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） 人事評価はしていないということでお受けしました。私はしているのかなと思っていたんですが。

〔「年に1回している」の声あり〕

○5番（木田治喜君） それはいわゆる人事評価じゃないですよ。人事評価という意味合いでいえば人事評価という枠ではないですよ。後で、じゃ。

○議長（水野秀一君） 木田議員、今の件に関してもう一回。

○5番（木田治喜君） 人事評価をしていますかという質問ですので、していないというふうにお答えだったのでそれはそれでいいですよ、別段。

○議長（水野秀一君） 総務課長。

○総務課長（生田目源寿君） それでは、改めて答弁させていただきます。

人事評価は年に1回管理職で実施しておりますが、ボーナスには反映はしておりません。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田議員。

○5番（木田治喜君） ボーナスには反映していない、ただし年1回は人事評価はしているんですよと、ただし、勤勉手当のところまでは影響していないということでのご理解でよろしいのでしょうか。分かりました。それで年1回やっていますよということですね。

勤勉手当ですので、勤勉手当って何かと言ったならば、その年間、半年なら半年の間にいわゆる町長の目標に向かってどういった仕事をして、町長の目標から課の目標があって、それから課の中で自分の目標があって、ここまでやりましょう、ここまでしてくださいよと上司が言ったものに対して、進捗度はどうだったんですかといったものが反映されて、いわゆる勤勉手当のほうに影響する。これはどこでも変わらないし、地方公務員だろうと民間の企業だろうとそうだと思います。そこには、民間企業であると、いわゆる営業利益なり今度は経常利益なりの利益のあれがありますので、再分配がありますのでそういったものの利益がどのぐらい上がっているかというのも重要なファクターになるんですが、官公庁においてはそういったことがないので、いわゆる勤勉手当の人事評価というのは非常に重要な項目であるというふうに私は考えますので、それはそれでいいと思います。

それで、これまで試験なしに採用できる回数が原則2回までと示されて、多くの自治体が3年目の公募試験を行ってきました。先ほど聞きましたら5年というお話を聞いたんですが、それが令和6年度の改定により3年目に公募せず、地域の実情に応じて雇用を継続できるようになったということです。これを受けて、多くの自治体に雇用上限撤廃が広がっています。その理由は、官民間問わず人材獲得競争が熾烈になる中、行政サービスを支える優れた人材を安定的に確保して住民サービスの維持向上に努める必要があるからということだと思います。先ほど町長の答弁の中にも、国の求める原則としての運用をぜひやっていくんだというような話でお伺いしましたので、これ質問しようと思ったんですが、これは分かりました。これからは国の求める原則に従って運用を行っていくということだと思います。

次に、任用職員から正規職員登用の考え方です。これは、先ほど人事評価云々の話は基本的にはいわゆるケースでまとめて評価、絶対評価をしているということなんですが、それによって人事評価の回答をいただきました。それで人事評価を実行し勤務態度が良好な場合、正規職員の登用の道を設けることが、いわゆる任用職員さんのモチベーションの向上にもつながるんじゃないかというふうに私思っています。ですから、会計年度任用職員を対象とした職員採用試験を実施している自治体もごぞいます。これも数多くごぞいます。というのはなぜかという、先ほど言ったように、なかなか人手が集まらないということが片側にあって、それから優位な人材については、住民サービスの向上という意味も含めて正職員の道が開けているということもあります。当町の中途採用年齢は35歳が基準のようですけども、昨今、正職員の入所後退職する方も増加していること

を鑑みて、今後、年齢制限の撤廃等により幅広い採用によって、優秀な人材確保ができると思います。いわゆる任用職員から正職員登用制度的運用について、現時点で町はどのように考えているか、これもお尋ねしたいと思います。

それから、質問が前後して大変恐縮ですが、冒頭4点目に会計年度任用職員経験年数1年目保育士の石川管内5町村の月額給与額を伺いました。それでその回答については分かりました。ということで、古殿町とそれから石川町、それから浅川町ということで保育士さんの公募による令和6年度から7年度にかけてのあれだと思んですが、確かに平田だったり、玉川はございませんでした。前から遡ってやればあれですが、現時点でどうなのかというのは分からないのでそれはそれで結構だと思うんですが、当町の令和6年11月13日に募集された令和7年度任用職員保育士欄の給与は、初任給18万2,400円から上限22万9,100円となっています。これは大丈夫だと思うんですが、令和7年5月14日に募集された保育士については、初任給20万7,900円から上限24万9,000円となっています。何においてこの差が出てきているのか併せてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私より答弁させていただきます。

まず1点目ですが、年齢制限ですが、年齢制限は確かに議員さんおただしのとおり設定をしております。それとあわせてなんです、任用職員から正規職員へのシフトなんです、こちらにつきましては専門職ですが過去にはございました。年齢がマッチしまして、それでエントリーしていただいて採用になった経過はございます。ですので、年齢制限撤廃の考えは今時点ではありませんが、今後、今、議員さんからこういうおただしがあったものですから、それはよく庁舎内で議論したいと思っております。

それと2点目なんです、こちらにつきましては国の基準で給与額アップになっておりますので、その関係で金額が上がっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 5番、木田治喜君。

○5番（木田治喜君） ということは、同じ時期、例えば令和7年5月14日に募集された保育士については、7月1日くらいから働くんでしょうけれども、7月に働いて7、8、9と働いて令和7年度働いているうちに、同じ立場の人が両方違う給与があるということで理解でよろしいんですか。片側では、ですから私が言ったのは、1年目の初任給という観点からいうと、18万2,400円の人と20万7,900円の人が2つ存在するというので考え方としてそれでよろしいですか。現実いるかないかは別です。別ですけども、考え方としてはそうなるんでしょうかという質問です。それでよろしいんでしょうか。

それで、5問目になってしまいますので併せて、そのことをまず質問したいと思うんですが、令和6年の公募撤廃関連の質問いたしました。会計年度任用職員は地方公務員法により、公務員の採用は原則として競争的な方法で行うこととあり、任用職員も同様です。これは、正職員だろうと会計年度任用職員だろうと同じ競争の中で採用されるんではないかということについては同じだということです。

それで、全ての人に平等で働く機会と、広く募集することが優先事項です。公募を通じて選ばれた職員は業務の透明性を高め、適切な人材を確保できますが、片側に熟練した人材の確保と雇用の安定化という問題もあります。公募によらない任用が可能となりました。行政の仕事量は年々拡大の一途をたどっている思いですが、正規職員採用には限度があります。会計年度任用職員の力をなくしては行政サービスが停滞いたします。各自治体により、運営状況にも差がある現状においては、ぜひ浅川町でも会計年度任用職員の処遇向上を目指していただきたいと思いますが、町見解を最後に伺って終わりますが、ぜひとも先ほど来からちょっと回答いただいている中では、いわゆる給与面での待遇ということは労組云々の話もありました。それで、いろんなことを協議しながらやっていますよと、ですから正職員と変わらずにどんどん処遇の改善がされていますと、非常にありがたい言葉をいただきました。

ぜひとも、推移表でも見ればわかるとおり、そんなに漠然と増えているわけでもないんですが、ただ、こども園の任用職員の中には上げ幅、下がり、いろいろあるかと思いますが。これは町長さんから回答いただいたとおりだと思うんですが、ぜひともそういったことの採用がしづらいと、やはり難しいんだというところについては、ぜひともそういった待遇改善の面から、それから働く環境、そういったものをぜひとも改善していただいて、働きやすい環境にさせていただくというのがまず1番にありますけれども、ぜひとも、次の年、次の年、次の年とずっとそういった生活の設計ができるような環境においてやっていただければというふうに思っていますし、国もそういった意味で令和6年度の発出したのはそういう公募制によらない再任用も可能となったよと、永遠に続く、ただし、民間の企業みたいに5年間なったら正職員に変換できるという規定はございませんので、地方公務員法の中には、それはないので、それは難しいんだろうと思いますから、片側にはモチベーションをアップするためにもぜひとも先ほど言ったように、正職員の道がある程度あるんだと、いわゆる一般職の中でもそういった道があるんだというふうな道筋だけはぜひともお願いしたいというのは私の願いでございます。

そういった意味で、最後にどういった処遇改善を目指していきたいか、これも併せて伺って終わりとしますが、先ほどの1つ宿題がありますので、そちらのほう回答いただいてその2点をお伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） まず、私は採用するに対して、たとえ会計年度職員であれパートさんであれ、これまでどおりに人勸に基づき正職員と同様の取扱いを今後ともしていきたいと思っております。

なお、そのほか担当より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

議員さんからもおたじごじいただきました。

まず、5町村の金額の中のおたじの中での金額の格差なんです、こちらにつきましては人勸等ございましてそちらに国の基準に基づいておるものでございまして、もう一つは、今回採用があったかなかったかといえなかったんです。なのでこちらとしても大変困っております。もしも採用といいますか、面接をしまして採用となったときに、前歴計算をします。そちらの関係で金額が変わってくることはあります。

それと、公募外の話なんです、こちらにつきましては、大きなくくりで言いましたら一般事務と専門職、

専門職と言いますのはこども園の先生方、保健センターのスタッフの方々等ございますけれども、そちらの方々が特に有資格者の採用が大変少なく、少ないといえますかゼロなんです、大変現場も苦慮しております。今後、今おただしの公募外ということがございましたけれども、こちらを改めて庁舎内でよく議論して優秀な人材を採用したいと考えております。

最後に、その処遇の話ですが、我々正規職員がこうやって毎日業務できるのは会計年度任用職員の方々がいるからこそなんです。なので、正規職員だから、会計年度任用職員だからという上から目線ということも到底ございません。ですので、先ほど私が答弁したとおり処遇は限りなく近く、我々と同じ職場で同じく仕事していただいて、たまたま任用職員なものですから、そこはある程度我慢しなきゃならないところもあるかもしれないんですけれども、限りなく近く同じくやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順6、4番、兼子長一君、（1）次世代につなぐ農業振興政策についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 次世代につなぐ農業振興政策について質問をいたします。

後継者や担い手不足により、今後農業の継続が困難になると予想されることから、町長の見解をお伺いしたいと思います。耕作放棄地や休耕地の増、農家の高齢化など農業経営を持続していくための農業政策が重要なため、この質問をいたします。

1点目。浅川町の農業従事者数、これは兼業農家も含みます。その数と、そのうち65歳以上の従事者数と割合をお伺いします。

2点目。農業経営において、農業機械の導入経費が大変多額でございます。こういった観点から営農を断念する農家もおります。以前にも一般質問いたしました、使われない農業機械や農業資材などを再利用できる農機具マッチング事業、これに取り組む考えはあるのかお伺いいたします。

3点目。町内の農業収入保険制度への加入状況についてお伺いいたします。また、農業収入保険加入への保険料の助成をする考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、本町の農業従事者数は341人で、うち65歳以上の従事者数は276人です。

なお、割合は80.9%となっております。

2点目の農機具マッチング事業につきましては、令和5年の9月定例会においてもおただしいただきましたが、農家の方や農業者団体の方々からも特に相談はございません。引き続き関係者や農業者などの意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

3点目につきましては、町内の農業収入保険制度への加入は7人となっております。

なお、保険加入者への助成につきましては現在のところ考えておりません。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） まず1点目の農業従事者数、浅川町は341人、そのうち65歳以上の方は276人、割合が80.9%ということで大変高齢化しているのが我が浅川町でも分かりました。こういった状況で、今後農家の生産能力をなかなか維持していくのは大変な状況になるのかなと思います。今、令和の米問題で毎日マスコミでも取り上げられて、特に米の問題、これはやはりこういう浅川町の実態、農家が高齢化しているという、そういう将来の不安、米がこのまま生産できるのかどうか、そういう不安からやはり今の米の問題が出てきているのかなと思います。そういった中で対策、農業を持続していくための対策をどうするんだということが大きな問題だと思うんです。

そういった中で2点目の農機具マッチング事業というのをひとつどうですかと問いかけたわけですが、今、町長答弁のように実施する考えはないと。なおかつこういうものやってほしいという農家の声もない、相談もない、そういう状況だということですね。これは多分、やってほしいという、そういうのは出ないかもしれないんですけども、でもこういうのは、行政がリードして進めていかないとできない制度だと思うんです。

私、鮫川村さんにも先日ちょっとお伺いして農政課の担当の方ともいろいろお話ししてきました。やはり鮫川村は浅川町よりもすごい危機感持っています。そういった中で農家を持続するためには、やはりそういう農機具のマッチング事業をやらなきゃならないということで、令和4年にスタートしております。そういう考え方だと思うんです。そういう声がないからやらないんだとかそういうことではなくて、やはり仕組みづくりはやはり行政の1番の仕事だと思うんですね。そういう農業政策をどうするんだという一つの環としてやっていただければと思うんですが、町長の答弁だと、そういう希望者もないしやる必要もないだろうという答弁なんですけれども、だとすれば、マッチング事業でなくて、もっと違う面でのいろんな農業のインフラ、先ほど1番議員も農業用水路の話もありましたけれども、総合的に農業施設も劣化している、こういった農業を継続するにも大変だとそういう問題点もありますので、そういう観点からもっと踏み込んだ農政をやっていただきたいというのが私の考えです。この点について、町長、再度見解をお伺いします。

それから3点目の農業収入保険制度、浅川町は7人が加入しているということで、農業の青色申告をしないところの保険制度入れませんので、なかなかハードルは高いのかなと思います。そういった状況で7人しかいないということで、これはそういうことだろうと思います。ただ、やはり今、災害特に大雨とか頻発するという状況で、安定した農業の収入ができないという状況が今後浅川町でも発生するおそれがありますので、こういう収入保険制度への加入促進、周知ですね、そういったものも取り組んでいただきたいなと思います。

再度町長に、今後の農業への継続するためのお考えを再度お聞きします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 町の基幹産業は農業でございます。私はいつもおっしゃっておりますが、農家の方々には本当に1歩も2歩も力を入れているつもりでございます。そういう中で、私は3年前にもうかる農業ということをやっております。やはり、農家の方々が利益がなければ町の活性化はないと思っておりますから、ですから私は農家の方々に今後も力を入れていきたいと思っております。

あと農機具のマッチング、これ今、この近辺では鮫川村だけだと思っております。そういう中で、農機具売り買いですからお金が発生するんですよ。それが売った買ったのお金になりますから、町が介入することはなかなか難しいと思っております。これ、誰かが民間でやっていただければすぐできると思っておりますが、今、

町のほうからちょっと積極的にやりますかというのは本当に担当課と今、相談をしているところであります。

それと、3番につきましては、担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 農政課長、関根恵美子君。

○農政課長（関根恵美子君） それでは、私のほうから補足答弁させていただきます。

今、議員さんのほうからおだしありました、農機具のマッチング事業につきましては、行政が関わることへの安心感がある反面、トラブル等も起きたときの矛先が紹介先になるというデメリットとございますか、そういう懸念もございます。相談があれば関わらないということではなく、関係機関、農協さんやそれから紹介できる農業委員さんとか最適化推進委員さんのほうにも相談しながら連携して対応していくことは可能ですので、そのような形で紹介を行っていきたいと考えております。

また、今年度につきましては、中古の農機フェアのほうを周知させていただいておりまして、県の農業担い手課よりお知らせがございました。県内の農機具店46組合員が参加する大きい中古の農機フェアがあるそうで、7月17日、18日に行われる予定だそうで窓口にチラシを置いたり、それからホームページに掲載したり、それから認定農業者会の会員さんのほうには通知する予定であります。

それから、もう一点の収入保険制度についてなんですが、浅川町の加入者、現在7名となっております、令和元年度から6年度にかけて加入しているそうです。青色申告者が16人ということですので、この近辺におきましては43.8%ということで、青色申告している方の中では加入者数が多いほうではあるそうですが、青色申告している方がそもそも基幹的農業者の341人に比べて少ないということがございますので、先週、認定農業者会の総会それから学習会のほうでも、実は収入保険制度について皆さんで講師の方をお招きしまして学習会を開催したところであります。まずは助成というよりも収入保険制度のよさを皆さんに分かっていただくところから、そして収入保険の加入者を増やしていくところから、学習会とか研修会を通して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 農機具マッチング事業は、農機具の売り買いはあくまでも個人間同士です。鮫川村の場合ですと仲介、紹介ですね。農機具を売りたい人と買いたい人を登録してもらって、売りたい人がこうこうこうで農機具の種類を紹介すると。買いたい人が例えばトラクターならトラクターが、売りたい人と買いたい人がちょうどそういう条件が合えば、あとは個人同士でお互いに相対で取引、契約をしてくださいという事業です。ですから、行政はそういう契約の間に入らないし、金のやり取りも介入しないと言いましょかね、関わらない、あくまでも紹介をする。そういった中で先ほど農政課長答弁のように、行政があっせんするという安心感、それが1番のこの事業のメリットになっていますんで。ですから、行政的には経費はかからないですね。その書類つくったりとか手間、職員のそういう事務料はかかるでしょうけれども、そういう事業ですので、ひとつ今後も検討していただいて取り組んでいただければと思います。

それから今、課長答弁あったように中古農機のフェア、それ私も承知しております。ここ二、三年、毎年私も行っています。これ大玉村なんですけれども、すごい大規模な展示会でございます、いろんな物がございまして。そういった中で、農家の人も今、本当に高額な農業機械購入するには大変な思いをしておりますので皆

さんやはりそういう自助努力、これは皆さんされています。そういった中で、なおそういう制度的なものを考えていただければいいなと思います。

それから、収入保険制度の実態については分かりました。なかなか私も青色申告やっていませんので、やっていないんですが、ハードルが高いのは承知していますので、今後も周知をお願いしたいと思います。

それから、1つ事例をご紹介したいんですけれども、鳥取県のある町なんですけれども、地域まるっと中間管理方式という、そういうものをつくったんですね。これはやはり今、担い手がいない、離農する、そういった中で担い手に農地を集積したいという、そういう部分でなかなか今、担い手が引き受けても今度、日々管理の、例えば田んぼだと草刈り、水回り、そういったものはみんなお任せになっちゃうんですね、受けた人に。そういった中で今度、受け、担い手の負担も大変だということで、そういったものを解消しようということで、地域で一般社団法人というものを立ち上げて、その中で地主さん、農地を貸した地主さんも草刈りとか堀さらいはもちろん、そういう本人も参加しながらやっていくという制度、これがあるそうなんです。これは今後農業を持続していく一つの方式になるのかなと。特に浅川町のような小規模でなおかつ中山間地域の農業地帯にあってはこういう方式も非常にいいやり方なのかなと思いますので、ひとつこういったものも情報収集していただいて、今後の農業政策にも役立てていただきたいなと思いますので、そのところ、再度見解をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 農機具マッチング、これは農政課の担当課は数少ないんでありまして、これ農業委員会、農業委員さんとかJAさんがやっていただけたら本当にそれこそ農家の人よく分かっていると思うんですよ。そういうこともいろいろと含めて、皆さんと相談しながらやっていきたいと思っております。

それでまた社団法人、参加しながらやっていくというのはぜひ参考にさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）公共施設建設基本構想策定方針についての質問を許します。

4番、兼子長一君。

〔4番 兼子長一君起立〕

○4番（兼子長一君） 公共施設建設基本構想策定方針についてお伺いいたします。

令和7年度の新規事業として予算化された公共施設建設基本構想策定方針についてお伺いいたします。

浅川町の将来の公共施設整備に重要な構想であるため、その策定作業の内容についてお伺いします。

1点目。総務課に公共施設総合推進係が設置されました。担当の職員数と業務内容についてお伺いいたします。

2点目。公共施設建設基本構想は令和3年3月に、前に作成した浅川町公共施設長寿命化計画に明記されている個別施設計画との関連性はどのようになるのかお伺いします。また、基本構想策定としておりますけれども、構想の中には個別施設ごとの具体的な建設方針など、実施計画的なものも策定するのかお伺いいたします。

3点目。公共施設建設基本構想策定に当たって、町民からの意見や要望の聞き取り及びアンケートを実施する考えはありますか。

以上3点お伺いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 1点目につきましては、担当職員数は正規職員2名です。また、業務内容につきましては、町全体の老朽化した公共施設の今後の在り方に関わる計画を策定するために、建物の現状、人口の推移、町の財政状況を踏まえながら施設の構想、更新の順番、更新時期等を議員の皆様をはじめ、町民の皆様に提案する等、計画策定に係る様々な事務を行います。

2点目につきましては、既に策定されております公共施設等総合管理計画の個別施設計画であります、公共施設長寿命化計画と学校施設長寿命化計画では具体的な更新方法や更新時期が記載されていないため、この両計画を基本にしながらかも、更新が必要とされる公共施設のより具体的な計画を作成するものとしております。

なお、施設ごとの具体的な建設方針につきましては、今回の計画策定後に基本設計等の具体的な建設方針を策定していくものと考えております。

3点目につきましては、この計画を作成する際は検討委員会を設置することとし、関係する各団体の長や有識者を交えて様々な意見を集約するなど、町民の意見を取り入れてまいりたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） まず1点目は、担当職員2名配置して、その業務内容は公共施設の現状をまず調べるといってことでしょうかね。それから、将来の人口と財源の問題をいろいろ調査をしてその作業を進めるといってことで分かりました。

2点目については、以前に作成した長寿命化計画との関連においては、そういうのも連動しながらやっていくという、ちょっと答弁がちょっとはつきり分かんなかったんですが、そういう関連性は持つということなんでしょうか。再度これちょっと確認させてください。この長寿命化計画と連動してこの基本構想も作っていくということでもよろしいんでしょうか。それで、その後に実施計画的なものは策定するというような答弁だったかと思うんですが、ちょっと流れはもう一度確認させてください。

それから3点目については、検討委員会という組織を作って各種団体の意見を伺うということでも分かりました。こういったもので町民の意見や要望を聞きたいということでも分かりました。アンケートについては、なかなか時間的にかかるのでこれは難しいとは思いますが、そういった中で町民の意見も聞き取るということでもそれは分かりました。

再度2点目のちょっと、もう一度答弁をお願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 私、この前ですか、議会のときに、私の任期はもう1年ちょっとしかございません。そういう中で、私が任期中には必ずこういう老朽化施設のことははつきりさせていただきますというお話をさせていただいております。ですから、私は今年度からこの2名の職員を、いろんな老朽化施設を今やらせていただいております。間もなくそのまとめが出来上がると思っております。ですから、近いうちに発表させていただきたいと思っております。そのほかちょっと担当より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

2点目の町長答弁ですが、改めてご答弁させていただきます。

既に策定しております公共施設の総合管理計画の個別施設計画であります公共施設長寿命化計画と学校施設長寿命化計画では、具体的な更新方法や更新時期が記載されていないため、この両計画を基本にしながらも、更新が必要とされる公共施設のより具体的な計画を作成するものとしております。といいますのも、このそれぞれの長寿命化計画ですけれども、こちらの認識としましたらば、この長寿命化計画の続編ということで考えております。ですので、今後それをベースに更新が必要な施設を検討していきたいと思っております。

なお、3月の定例会で各議員さんからご質問等ございましたが、新年度の予算編成時に。私のほうで答弁したのは定例会あるごとに、この進捗状況については随時ご報告申し上げますということを伝えてございます。今議会も、あさって金曜日に最終日を迎えますが、議会閉会後に私から中間報告ということで、この基本構想につきましてはご説明をしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 分かりました。最終日に作業の中間ということで、ご報告ということで分かりました。

今私、手元に前の長寿命化計画持っていますけれども、その中で個別の中で具体的に建て直すとかというのはうたっていませんけれども、この中でうたっているのが1番私大切だなと思うのは、例えばこの役場庁舎と中央公民館とかここに書いてあるんですけども、建物の複合化、そういうのも書いてあります。そういうのを含めた検討が必要ですよというふうになってますんで、今、建設構想をつくる中でやはりそういうもの、施設がかつては分散して公民館は公民館、役場庁舎は役場庁舎、そういう形で建設してきましたけれども、これからは、午前中から議論になっていますように人口も減る、そういった中でこの財源も大変です。そういった中で、公民館と役場庁舎を合わせたような地域交流センター的なものもこの構想のところにぜひそういう考えも取り入れていただきたいと思うんです。

そうすると、この補助事業、これいろいろあるんですね。国土交通省やら総務省、それから防災減災も含めて、いろんな建物の用途によってそういう財源、補助事業、これはあると思うんですよ。当然職員の方々は私より詳しいと思うんで、そういうのもひとついろいろ調べながら、やはり公共施設建て直すといっても大変な費用かかるわけですから、そういった点から基本構想をつくる中で、そういったものも専門職員2人配置したわけですから、当然その方たちも承知をして、いろんな情報収集してこれをまとめていくという体制だと思いますんで、ひとつその辺のところをやっていただきたいと思います。

予算の科目上は基本構想策定となっていますけれども、構想というと何かちょっとぼやけちゃうんですよ、それは言葉尻ですけども。であれば、今回もう実施計画という、もう一步踏み込んで、そういうものをつくらなければいけないかと思うんです。構想じゃなくて、もう後を決めて。3年後、5年後には役場庁舎と公民館どうするんだとか、そういったものを財源も考えながら、もうはっきり明確に目標を決めたほうがいいと思うんです。構想だとどうしてもぼやけて、何か今後何年間に考えます、そういった方向でいきますという、そういう表現になるような気がするんで、この際ですからもう、いついつまでやります、町長さっき、町長の就任もあと1年ちょっとということを書いていましたけれども、そういう町長の熱い思いもありますんで、もうこの際ですから、もうそういう形でやったほうが私はいいいんではないかと思うんですが、その辺の考えをお

聞きます。

それから、ちょっと質問なんですけれども、これ委託ですよ、策定。これも当然中間報告でしょうから作業は進んでいるということで、これはもう発注は終わったというか委託契約は終わったんでしょうか。その辺もちょっとお聞きます。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 何年か後には考えますとか、それはまずはあり得ないですから、私が就任のうちにはそれなりの答えは出させていただきますと何回もおっしゃってますから。ぜひ近い将来、発表させていただきます。これは皆さんの様々な意見はあると思いますが、私の思いを伝えさせていただきたいと思います。

それと、この役場庁舎、もう66年になっています。そういう中で安心して仕事できますか。やはり早急にやらなくちゃいけないですよ。それと、もしここがなんかあった場合は、災害の本拠地がなくなっちゃうんですよ。ですから、私が今、こうして職員に指示をしているのは、とにかく皆さんが、町民が困らないようにやりますよということを今やっておりますので、近いうちに本当に発表させていただきたいと思います。

財源、これは本当に、どこの町村も財源はないのは決まっているんですよ。そういう財源がない中で、何かを見つけるのが副町長なんですよ。今、副町長が、いやこれね、笑ってるとこじゃないですよ、だってそうでしょう。そのために県庁から来ていただいているんですから。やはりこの浅川町は大変厳しんです。この小さな町、小さな町でも今、5,800人いるんですよ、5,800人。たとえ人口が減っても、私は5,000人を切らないまでに町民のためにすばらしい公共施設を造りたいと思っております。当然、複合化したような公共施設を今考えておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

なお、補足説明を担当課よりさせていただきます。

○議長（水野秀一君） 総務課長、生田目源寿君

○総務課長（生田目源寿君） それでは、私から答弁させていただきます。

1点目につきましては、今ほど町長答弁したとおりですので割愛させていただきます。

2点目ですが、こちらも3月の定例会のときに、予算質疑の中で1,000万ということで、多額の金額、契約どうだということもございました。ので、今現在まだ契約しておりませんで、直営で計画をつくっております。最低の形で契約はしたいと思っておりますが、あるコンサルさんとか無料で、いろいろ話聞くと、コンサルさん無料で対応してくれたりあるんです。なのでそういうのも頼りながらも独力で今時点では計画を練っているところでございます。

以上です。

○議長（水野秀一君） 4番、兼子長一君。

○4番（兼子長一君） 分かりました。

町長の思いというものは分かりましたので、ひとついい公共施設建設構想ができますように願っております。

それから今、総務課長答弁のように、職員2人を配置して直営でやっていきたいという、いや本当心強い答弁ありがとうございます。本当にそのほうがいいものできますから。コンサルに委託するとどうしてもそっち主導になっちゃうんですよ。やはりこういうものは職員自ら立案して、もっていくという、そのほうがいいものできますので、期待しております。

以上終わります。

○議長（水野秀一君） 次に、質問順7、8番、上野信直君、（1）諸物価高騰の中、子供たちがしっかり学べるよう就学援助の充実をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） お尋ねします。

学校教育法では、経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないと定めています。これが就学援助制度ですが、異常な物価高騰で厳しい生活状況に追い込まれている世帯が増えている中、どの子供も同じスタートラインに立ってしっかり学べるように、町の就学援助を充実させる必要があると思います。その観点から3点伺いたいと思います。

1点目です。小・中学校それぞれの要保護、準要保護の現在の受給件数を伺います。

2点目です。どういう世帯が準要保護として就学援助を受けられるのかについて、浅川町の認定要綱は町民税が非課税であるなど12のケースを挙げています。そこで、現在の準要保護の認定者はどのケースに何人該当しているのか伺います。あわせて、支給対象基準を引き上げ、もっと多くの子供たちが援助を受けられるようにすべきではないかと思いますが、考えを伺います。

3点目です。この認定要綱は学用品費、通学用品費など支給対象費目とそれぞれの年間支給額などを定めています。そこで、近年の物価高騰を踏まえ、支給額の適切な改定はなされているのかどうか伺います。あわせて、浅川町でも新たに卒業アルバム代やクラブ活動費、目の悪い子が増えているので眼鏡代など、他の自治体で認められつつある費目も加えて、制度の充実を図るべきではないでしょうか。考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、小学校の要保護が1件、準要保護が14件、中学校は要保護がなし、準要保護が16件となっております。

2点目につきましては、認定要綱第4条第2項2号が5人、第2項8号が23人、第3項1号が2人となっております。支給対象基準の引上げにつきましては、確かに食料品や燃料費、その他の物価高騰によりどの家庭も厳しい状況であると認識しております、

町はこれまで、全児童・生徒に対し、各種補助金を支給してまいりました。小・中学生への入学祝金、学校給食費の全額無償化、こども園保育料の3分の2補助、こども園や小・中学校の芸術鑑賞の際の全額補助、中学生の学習旅行や修学旅行に対する助成金。漢字検定につきましては、受験対象の小学4年生と5年生、中学1年生と2年生に対して検定料の全額補助。小学生の夏休みの宿題用として夏休みの友の全額補助を行っております。

このように、浅川町では要保護・準要保護を含めた全ての子供に様々な形で補助金を支給しているところで、現在のところ引上げは考えておりません。

3点目につきましては、認定要綱別表2（10条関係）のそれぞれの支給額は毎年改定されております。今年度ですと、中学生の卒業アルバム代が8,800円から1万円の改定となっております。昨年度は、小学生の新入学児童の学用品が3,000円の増額で57,060円となっております。

また、支給対象費目には卒業アルバム代、クラブ活動費、その他学校活動にかかる生徒会費、PTA会費などが含まれています。眼鏡代につきましては含まれておりません。子ども用の眼鏡代は種類によっては保険が適用され、健康保険から助成金が支払われる場合もあります。また、子ども医療費補助制度によって助成される場合もありますので、現在のところは国の基準に従って援助費を支給したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず1点目、2点目関係なんですけれども、準要保護の認定を受けている理由として、町民税非課税が5人、児童扶養手当の受給が23人、保護者の職業不安定で生活状態が悪いという方が2人ということで、全体としては31人の方が援助を受けて学んでいるという状況であります。

私これを見て思うのは、この要件、ケースの中に各種の税の減免を受けている方、これが1人も出てこないということが私は1つの特徴かなというふうに思うんですけれども、これは町の制度として例えば国保税、大工さんやっている方がけがをされて収入がなくて国保税納められない、そういう方に対しては申請があったらば任意に減免する、こういう規定ありますよね。各種の税金に同じような規定があると思うんですけれども、それがうまく機能していない、だから税の減免を受けて就学援助を受けている子供が1人もいないという状況があるんだと思います。私はこの教育委員会関係以外のその他の部分でもっときめ細かな対応をしてほしいなど、そして親が税務減免を受けられれば子供さんは就学援助を受けられる、こういう関係があるわけですから、ぜひその点を大事にやっていっていただきたいなというふうに思います。

それから、基準単価の上げは毎年行っていますということで安心しました。

最近の卒業アルバム代とかクラブ活動費についても援助を行っていて、毎年援助額は見直しをしていると、こういうお話でありました。私、例規集の要綱これを見るとアルバム代とかクラブ活動費というのは出てこないんですけれども、これはどこに入っているのか伺いたいと思います。

それから、眼鏡代、眼鏡の費用です。これは最近パソコンとかゲームなんかをやる子供が長時間やっているために、目を悪くしている子供たちが大変増えていて大きな問題になっておりますけれども、その眼鏡の購入費用について就学援助に入れて補助している自治体が全国的にも幾つもあります。例えば日光市とか大和市なんかは年額1万円の補助をしている、こういう状況もあります。

私は、時代に合わせて浅川町の就学援助制度も徐々に改善をしていく、充実させていく。こういう姿勢が必要ではないかというふうに思うんですけれども、以上の点について再度伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 詳細にわたりますので、まずは教育委員会より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） では、今3点ほど再質問がありましたが、1問目と3問目につきまして私のほうからお答えさせていただきます。

税の減免となっている方についてですが、これにつきましては関係課と協議をしてみたいと思います。

それから、3点目の眼鏡ですが、確かに眼鏡の補助を行っている市町村もありますが、先ほど申しましたように、健康保険の適用になることもあると。それから、生活保護制度の医療扶助ということで支給になる場合もありますので、町単独の補助につきましては、さらに検討させていただきたいと思います。

2点目につきましては課長より答弁いたします。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

アルバム代ですとか、そういうものはどこに入っているのかというおただしでございましたが、こちら支給対象費目として別表2のほうにございますが、支給対象費目として学用品費、こちらの中に就学援助対象経費の範囲として各教科ですとか道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別な活動の学習に必要とされる学用品、こちらの中に当てはまってくるのではないかと思います。ほかには、そのほか校外活動費、宿泊を伴わないものですとか宿泊を伴うもの、それから新入学児童生徒学用品、修学旅行費、医療費と項目がございますが、こちらの学用品費の中に含まれるものとなります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 教育長の1点目の答弁であります。これは教育委員会以外の部分で税を納められない方に対する裁量ということでより細やかな対応をしていただきたいと、そうすれば助かる子供たちも出てくるんだということを意識をして取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それから、2点目の卒業アルバム代とかクラブ活動費、これは要綱に定める学用品費に含まれると、こういう理解でよろしいんですか。学用品費に含まれなくても、この挙がっている費目のどれかには該当していて、現在卒業アルバム代とかクラブ活動費については就学援助として援助していると、こういうふうな理解でよろしいんですか。確認させていただきたいと思います。

それから眼鏡なんですけれども、これは確かに保険の適用はある場合もあるでしょう。でもその場合は3割負担ということが生じるし、あとは要保護の場合は、該当者がそもそも少ない生活保護の受給者ですからそもそも少ない。準要保護の方はこれは該当しないわけでありまして、これはぜひ前向きに眼鏡代の補助も町の就学援助に含まれるように、ぜひ前向きに検討していただきたいなというふうに思うんですけれども、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 教育課長、我妻美幸君。

○教育課長（我妻美幸君） それでは、お答えいたします。

議員さんおっしゃられたように、こちら学用品費等として含まれるものとなります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 3点目の眼鏡につきましてはですが、検討いたします。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）高齢者の事故防止のため急発進抑制装置の設置に補助をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） ブレーキとアクセルの踏み間違いによる高齢者の悲惨な交通事故をなくすため、急発進抑制装置の設置、後づけ、これに町が補助金を支給し、装置の普及を図るべきだという観点から3点質問します。

1点目です。昨年の6月議会で、鏡石町で起きた若者2人が死傷した事故を踏まえて、浅川町でも後づけ費用約4万円の半分の2万円くらいの補助を出すべきではないかと申し上げました。町長は、補助を始めると長期にわたる継続が必要となるので国・県・近隣市町村の動向を見ながら慎重に検討すると、こういうふうな答弁をされました。そこで、その後の国・県・近隣市町村の動向をどのように見ているのか伺いたいと思います。

2点目です。鏡石の事故の際は執行部も衝撃的に捉えられた様子ですが、今年の3月議会でなぜ今年度実施しなかったのかという私の質問への町長答弁を聞くと、月日の経過とともに薄れているように感じます。こういう事故は我が町でも起こり得ることであり、起こしてはならないと思うのですが、町長の認識を伺います。

3点目です。その上で、事故の発生を防ぐ急発進抑制装置の後づけに町が補助する考えがあるかどうか、改めてお尋ねします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、その後も国・県及び県内市町村の補助金導入状況を調査してまいりましたが、令和4年度からの新車には安全運転サポート機能の装置が義務づけられていることもあって、新たな導入は見受けられませんでした。

2点目につきましては、昨年2月に鏡石町で発生したこのような悲惨な事故は起こってはならないことであり、起こり得る可能性を少しでも減らしていくことが大変重要であると認識しております。

3点目につきましては、今後この装置を購入する際の経費の補助を検討し、今年度中には結論を出したいと考えております。前向きに検討させてください。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 昨年の6月の議会のときに質問した際の町長答弁、先ほど述べたように一旦補助を始めると長期にわたって補助を出さなくちゃならないので、これは財政的にちょっと容易でないから考えさせてくれ、そういうお話だったと思うんですよね。でも国は2028年の9月以降の新型オートマ車にはこの急発進抑制装置の義務づけ、これを始めるわけです。ということは、現在ある車、あるいは何年後かに生産される車しか補助の対象にする必要はないんですよ。そういう国の動向の変化がありました。

それから、昨年6月の議会の際に質問したときに、この急発進抑制装置に補助を出している自治体というのは恐らく鏡石町1町だけだったと思うんです。ところが、現在、福島県警の調べによると、鏡石町、桑折町、天栄村、三春町、葛尾村、広野町、川内村、西郷村、小野町、泉崎村と10町村になっている、10倍になっている。わずか1年間でこの補助制度を設ける自治体が10倍に増えている、こういう状況を踏まえれば、やはり急発進抑制装置をつけるのに補助を出すというのが、これが一つの大きな流れになっていると思うんです。それが国や県や近隣市町村の動きだと思うんですよ。それを踏まえれば、私はぜひ来年度からこの急発進抑制装

置に補助をぜひつけてもらいたいというふうに思うんですけども、再度伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 福島県59市町村ございます。その中での10町村でございます。本当はかなり増えているのは間違いございませんので、来年度やる方向で検討させていただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 来年度ぜひやってください。それで、あわせて金額の点も、補助額の点もちょっと調べたところを述べたいというふうに思うんですけども、最初鏡石町は、大体かかる費用の2分の1、上限2万円、2万円まで補助します、こういうことで、それに続いた幾つかの町村は同じなんです。でもところがその後、広野町は上限を3万円にする、川内村も3万円にする、西郷村も3万円だな。小野町は上限4万円。泉崎村はかかった費用の3分の2、上限5万円まで見ますよと、こういうことで、泉崎村は隣町で起こった事故なので深刻に受け止めたんだというふうに思うんですけども、そういう状況にあります。

ですから、昨年の6月議会では2万円ぐらいの補助をぜひというふうなお話をしましたけれども、こういう状況も考えて、工賃なんかも多分増えているんじゃないかというふうに思うんですけども、そういうのも踏まえて、この補助額もよく検討していただきたいなというふうに思えますけれども、伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 周りを見ながら、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思えます。金額はこの場では言えませんので、ぜひいい方向でやらせていただきたいと思えます。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

ここで、2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○議長（水野秀一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、（3）小学校体育館にも国の補助制度を使いエアコン設置をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 3月議会で、小・中学校体育館に国の補助制度を活用してエアコン設置をと求めました。その結果、中学校にはつけるけれども小学校にはつけないということでした。しかし酷暑の中、児童や先生方の健康を守る緊急課題として、国の補助制度を使って小学校体育館にも早期にエアコンを設置すべきであります。その観点から3点伺います。

1点目です。小学校につけないという理由は、小学校が移転となったら補助金の返還を求められてしまうということでした。そこで、補助金返還を求められるのは、エアコン設置後何年以内に移転した場合か伺いたしたいと思います。

2点目です。小学校体育館にエアコンをつけると、その費用は大体幾らくらいかかるのか伺います。

3点目です。大まかに小学校の移転は10年後と言われていますが、それも確かな話ではなく、さらに後になる可能性のほうが高いと思います。しかし、体育館の暑さ対策は緊急の課題であり、10年あまりも放置できるものではありません。今回の国の補助金を使って設置に踏み切るべきではないでしょうか。改めて考えを伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 学校関係ですので、教育長より答弁させていただきます。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

1点目につきましては、文科省の財産処分手続ハンドブックによりますと、冷暖房設備の処分制限期間は15年と示されております。

2点目につきましては、概算費用となりますが、エアコンを取り付けた場合約4,400万円、断熱設備で2,200万円の合計6,600万円との試算になります。

3点目につきましては、対応策として体育館のような大空間でも涼しい風が送風される気化式涼風機の導入を検討したいと考えております。町のゼロカーボンシティに沿った極めて省エネであり、CO₂排出削減のため、環境に優しい涼風機となります。また、コストダウンも見込めるものとなりますので、こちらでの導入を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） エアコンは入れない代わりに気化式涼風機を導入したいということであります。国のほうではエアコン設置に補助金を出すからエアコンを入れなさいと、こういうふうな今、状況になっていますよね。この気化式涼風機については、国の補助というはあるんでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 国の補助についてはありません。ただ、設置費用ですが、工事費もかかりませんが、2台で、移動ができるものです、2台でレンタルになります。夏場だけのレンタルを考えております。2台で60万ということですので、エアコンよりもはるかに費用がかからないということです。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 小学校に設置するのは、子供たちがあんまり暑くて体育館で運動できないと、こういう状況が解消されればエアコンじゃなくても何でも私は構わないと思うんですけども、国がエアコンを設置しなさいということで、この気化式涼風機というものに対して補助を出して導入を勧めるという状況ではないということは、これはやはり効果の点でやはりエアコン設置よりも相当劣るんじゃないかというふうに思うんですけども、その点はどうなんでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） お答えいたします。

効果の点で申しますと、体育館にエアコンを設置する場合がありますが、これは冷えるまで大変時間がかかります。体育館はもともと断熱材使われておりませんので断熱効果も薄いということですね。そういうこともありまして体育館へのエアコン導入というのは進まなかったものと思いますが、今度設置の方向で考えております気化式涼風機ですが、これは水を気化して温度を下げるということになるんですが、気化熱の原理に基づくものであります。これは先日、浅川小学校でデモ機をお借りしまして実際に使ってみました。かなり涼しい風が来ます。この風が20メートルくらいまで届くということで、大変効果的といいますか涼しい風が届くということで、エアコンに私は劣るものではないのかなと、冷やし方の違いはあるんですけども、ということで、こちらの方向で考えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、8番。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 効果の点でエアコンに遜色ないというものであれば、私は何も文句は言う考えはないんですけども。ただ、であれば何で中学校には高いお金をかけてエアコンつけるのかという話になるんですよ。実際に浅小でやってみて、涼しい風が20メートルくらい届いて、そこそこ冷えて運動できるような状況になったということであれば、それはそれでそういう方法もあるのかなというふうに思うんですけども、状況によっては2台と言わず3台でも4台でも設置すれば、四方からやれば全体的に冷えるということも考えられますし、費用的にもエアコン設置よりは町の負担は安くなるのかな。リースで120万で。ちょっとあれですけども、その点はよくよく考えてもらって、対応していただきたいなというふうに思います。町の考えは分かりました。何かおっしゃりたいことあればお願いします。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 中学校で補助金を使って設置したいということをお答えした後に、小学校で補助金の返還のことも考えますと何かないだろうかということで、いろいろ探しましてこの気化式涼風機ということになったんですけども、エアコンですと先ほど申しましたように6,600万円、小学校の気化式涼風機ですと機械そのものですと60万円ということで100分の1の費用になります。全然違います。ですから、使ってみまして、これはいいということであれば中学校のエアコンについても、これは再検討をしてもいいのかなと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 基本的な考えは分かりました。お金の関わることで、町長の考えも伺いたいなというふうに思います。それからこれ、この気化式涼風機というのは購入したらば幾らぐらいかかるのか併せて伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） エアコンより安いだろうということで、教育委員会ではかなり検討したみたいですが。そういう中で、やはり子どもたちに別に支障はないということで、今回のリースで夏場3か月だか4か月暑いう

ちは借りられる、リースできるみたいですので、4か月ぐらいであれば本当に長年使っていれば大丈夫かなと思っております。まずは、下から上がってきた意見ですので、私ああしろ、こうしろとは言いませんので、とにかく1回試験したということで、私も少し安心はしております。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） 購入した場合につきましてはこれは調べてお知らせしたいと思います。

なお、この会社では埼玉に営業所があるんですが、実績としまして小・中学校500校に導入実績があるということ、この近辺では矢吹町の全ての小・中学校でこれをレンタルで導入するという情報があります。

以上です。

〔「分かりました」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 次に、（4）保険証が廃止されても国保税滞納者には生活実態を踏まえた対応をの質問を許します。

8番、上野信直君。

〔8番 上野信直君起立〕

○8番（上野信直君） 国民健康保険証の廃止によって、国保税の滞納者に発行されてきた、有効期限が1年ではなくて3か月の短期保険証も発行されなくなると聞いております。これまで町は、国保税の滞納者に短期保険証を発行して、3か月ごとに納税相談に来てもらって生活実態をつかみながら、可能な限り納税してもらうという対応をしてきました。しかし、短期保険証がなくなったら、今後、町は滞納者にどのように対応するのか不安であります。従来どおり、滞納者の生活実態を踏まえた血の通った対応をするよう求める観点から4点質問します。

1点目です。マイナ保険証は有効期間が5年間です。このマイナ保険証を持つ人が国保税を滞納した場合、町はどのように対応するのか伺います。

2点目です。マイナ保険証を持たず、現在の保険証に代わる資格確認書を持つ人が滞納した場合、町はどう対応するのか伺います。

3点目です。滞納世帯に子供さんや現に医療が必要な人がいる場合はどう対応するのか伺います。

4点目です。国保税を払えるのに払わない人には厳しく対応すべきですが、払いたくても払えない滞納者には国保税の減免の運用、福祉や生活支援の制度の紹介など、滞納に苦しむ人に寄り添った対応をしていくべきだと思いますが、認識を伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目、2点目につきましてはあわせて答弁させていただきます。

いわゆる紙の保険証の廃止により、令和7年4月からはこれまでは短期保険証であった方も全員、マイナ保険証が資格確認書に切り替わっております。確かに、短期保険証を延長するために滞納者が来庁するという事はなくなってしまいましたが、定期的な催告や電話連絡等により小まめな接触を図っております。滞納者の方とは納税相談の上、それぞれの生活実態に応じた納付をお願いしているところですので、定期的な納付や滞納解消の意思があり、少額ずつでも納付がある場合には、悪質なものを除き10割負担とはしない考えであります。

す。

3点目につきましては、1点目、2点目と同様に、相談の上、生活実態に応じた納付をお願いしておりますので、単に滞納があるというだけで10割負担とするようなことはありません。

4点目につきましては、滞納者には納税相談を行い、生活実態を把握した上で納付のお願いをしております。その相談の中で、該当するようであれば減免の適用もあり得ます。また、支援できる制度が考えられる場合には各課連携の上、その紹介をするなどしております。今後も滞納者の生活実態を把握し、その状況に応じた対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 基本的な立場は従来と変わらず、滞納者の実態に即して寄り添って血の通った対応をしていくと、続けていくと、こういうお立場を聞いて安心いたしました。

具体的な話なんですけれども、1点目、マイナ保険証を持っている方に対してどう対応するのかということなんです。マイナ保険証の有効期間は5年間ですよね。国保税の滞納があった場合に、どうやって接触をしていくのか、どういう対応を具体的に取るのかどうか伺いたい。

それから、2点目ですけれども、現在の保険証に代わる資格確認書、これの有効期間は1年です。3か月の短期の資格確認書というのではないと思います。この方に対しては具体的にどういうふうな対応するのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 税務課長、坂本克幸君。

○会計管理者兼税務課長（坂本克幸君） それでは、お答えいたします。

マイナ保険証、資格確認書ですか、どちらにおきましても町長答弁のとおり、基本的に悪質なものを除き10割負担とするような考えはございません。接触の機会ですが、先ほど答弁ありましたとおり、短期保険証を更新するために滞納者が自ら来るということはなくなってしまいますが、その分、催告書等を小まめに出すようにしております。年度ごとに限って、例えば6年度分の滞納がある方だけをピックアップして出すと、古い分から全ての分を出す。その状況に応じた催告書のほうを小まめに出すようにしてなるべく接触を図るようにしております。

現在、滞納者の方向名がおられますが、そういった方も何か月に1度は必ず連絡をよこすように連絡したり、以前でしたら必ず役場のほうに来て納税相談をしてくださいというような形で、滞納分の納付等をしていただいておりますが、今現在はコンビニで支払うこともできますので、電話等いただいて、電話で相談をして、じゃ送りますのでこれをいつまでに納めてください。納めましたらまた次の幾ら分の納付書をお送りします、という形で対応しておりますので、確かに直接接する回数は減ってしまうかもしれませんが、そういった形で接触を図って、少しずつでも納付していただくようにお話をしております。悪質なものでなければ10割負担とはしない考えであります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 以前は有効期間が3か月に限った短期保険証というものがありませんでした。3か月を過ぎるとそれを持って医療機関に行っても保険証の意味がなさないので、取りあえず10割で払ってくださいということになっていましたよね。今度は、マイナ保険証の場合は催告は出すと、請求はするんだと言うんだけど、強制の部分ですね、この部分はどうなるのか。前は3か月過ぎたら10割負担になってしまうので、役場に来ていろいろと事情を話して解決策を見いだすということができたけれども、今度マイナ保険証になったらどうなるのか、それから資格確認書になったらどうなるのか、その点をちょっと説明していただけますか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、2点おたしあつたと思うんですけども、まず1点目のマイナ保険証の人が滞納している場合、こちらは実際、税務課さんのほうで催告出させていただいて、納付の相談、連絡がある方は今までどおりの対応でいいんですけども、なかなか連絡がないという方に関しましては、これは悪質な場合はこちらのほうで、マイナ保険証の場合は10割設定にはできるんです。国保オンラインシステムというのがありまして、そちらで強制的にマイナ保険証の場合は10割設定にできちゃうんですけども、それは悪質な場合しかやらないというところですので、そのケースはなかなかないのかなと思いますが、実際仕組み上はそういう強制的に10割の設定にして、その人がマイナ保険証で10割設定後に医療機関にかかれば、あなた10割ですよというような仕組みは今構築はされております。

資格確認書の方に関してはそういうデータのやり取りは、実際はそのオンラインシステムで10割とはできるんですけども、それをやったとしても資格の確認の方法が資格確認書という紙の媒体ですので、実際は10割なんですけれどもその医療機関では資格確認書でしか判断できないので、以前のような3割負担ですか、そういう取扱いにはなりません。実際そこもやはり税務課さんとの共同で納付相談を徹底してそういうふうには避けるようにはやっていきたいと思っております。

実際マイナ保険証の方が納付相談もなしに来た場合は、悪質な場合はそちらのオンラインシステム上で10割設定ができるという部分と、資格確認書の方も10割設定はできるんですけども、医療機関にかかるときに3割負担の紙の保険証でしか確認ができないために、3割負担でかかれてしまうと、逆に言うと、そういうこともあり得ますので、この辺はしっかりと納付相談ですか、家庭家庭に応じた対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） マイナ保険証の場合はオンラインで10割設定できるということなので、何回も催告出したけれども納税相談にも来ませんねというケースでは、いついつまで来なければ今度は窓口で10割負担の設定をしますよと、こういうことができ、来てもらえるようにできるということですね。資格確認書の場合はそういうのはちょっとできないので、小まめに足を運ぶんだか何だか催告書出すんだか、そういう努力をしていく必要が今度はあるということになります。

そういう話を聞くと、何で今の保険証をなくすんだというふうな思いもなんかますますするんですけども、分かりました。

この機会なので保険証に関してちょっとお尋ねしたいんです。ちょっと横道にそれるんですけども申し訳ないです。

1点目。資格確認書をなくしてしまった場合、再発行には手数料を取るんですか、取らないんですか。その辺を伺いたと思います。現在の保険証は9月末までですかね、国民健康保険証は9月末まで現在有効ですけども、10月からは資格確認書というものになります。資格確認書の場合、なくしてしまった場合は再発行の手料を徴収するのかどうか、それが1点目。

それから、マイナ保険証を持っている方でも75歳以上の方には1年間の暫定だというふうに国は言っていますが、併せて資格確認書を交付しますと言っていますよね。ですから、75歳以上の方はマイナ保険証とそれから紙の資格確認書の2つが与えられると、好きなほうを持って医療機関に行けばいいと。

75歳未満の方でマイナ保険証を作った方たくさんいらっしゃると思うんですけども、この方については資格確認書は交付されるんですか、されないんですか。交付されないとすれば、75歳未満の方は医者に行くときに必ずマイナ保険証を持って行って、マイナ保険証の手続きをして医療を受ける、こういうことになってしまいますよね。今でさえマイナ保険証の利用率が二十何パーセントだとかいって低いのに、今度はそうせざるを得なくなるということになってしまうのでしょうか。町内の方からも、マイナ保険証は作ったけれども持ち歩きたくないので、資格確認書を使いたいという声があります。世田谷区と渋谷区は75歳未満の方についても全員にマイナ保険証を持っている方に対しても資格確認書を発行するというふうな考えを示して、いろいろと話になっておりますけれども、町としてはどういうふうになるのか伺いたしたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） それでは、2点のおたただしですが、まず資格確認書の再発行の場合の手料ですけども、これは従来の保険証のときもなくしたときは再発行無料で行っていますので、手数料等は取らないことになっております。

2点目の、マイナ保険証と資格確認書の併用というところですけども、確かに75歳以上の方の後期高齢者医療制度では、マイナ保険証を持っていても、資格確認書を一律に全員に発行するという事は国で、しばらくの間ですけども決めたというところがございますが、これはいざ国保に置き換えますと、先ほど議員さんおただしの様に、東京の渋谷区とか一部の区では全員に保険証のように資格確認書をマイナ保険証を持っている方にも一律に送るというようなことをやるということが発表されておりますけれども、これに対して国の見解では、基本的にそれはやらないでほしいというところで、75歳以上の方には全員一律資格確認書送るのに、国保の場合はそれはやめてほしいと、国ではそういうのはやらないよということと通知も来ておりますので、なかなかそこは、国でそういうふうに言われてしまいますと、なかなか実際は両方持っていれば一番いいのかもしれないけれども、国のほうでそのようなお達し、通知が来ているというところでは。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） まず1点目の再発行に関して、マイナ保険証をなくすと再発行手数料1,000円取られますよね。でも浅川町では、資格確認書をなくしても再発行の手数料は取らないということで分かりました。

2点目です。74歳以下の方でマイナ保険証を作った方、当時ポイント付与だということで随分とPRもされて多くの方がマイナンバーカードに保険証をひもづけてマイナ保険証を作りましたけれども、そうすると、10月以降は資格確認書が発行されないの、何かでマイナンバーカードを持って医療機関に行ってマイナ保険証の手続きをして医療機関にかかると、こういうふうになってしまうんですか。それとも、希望すれば資格確認書をもらえると。国は一律に資格確認書を全員に配るのはやめなさいとこういう意見ですけれども、それに対しては自治体の、保険証の発行って自治体の権限だから、なんで国がそんなことで口出すんだという意見もありますけれども、そういうことで、申請すれば保険証を、資格確認書をもらえるんですか。もらえるようにするんですか。これからの検討なんですか。そこら辺をもうちょっと明確にしてもらいたい。

とにかく、町民の方である程度年配の方は、マイナ保険証を作ってしまったけれども、必ずこれを持ってこれから医者に行かなくちゃなんないのかいと、これの心配なんです。マイナンバーカードっていろんな情報とひもづけられているんで大事で、印鑑証明書、ああいうのも番号さえ分かれば取ることができるということで大事なものです、あんまり持ち歩いて番号盗み読みされて何か悪用されたら困る、心配だという声もやはりあるので、その辺の町民の不安に応えるためにはやはり、マイナ保険証を作っても希望があれば資格確認書が発行しますよと、こういう対応が一番妥当なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 保健福祉課長、佐川建治君。

○保健福祉課長（佐川建治君） お答えいたします。

一応また繰り返しになっちゃうんですけれども、国のほうでマイナ保険証を持っている人は基本的にはマイナ保険証、資格確認書の人は資格確認書というところで、そういうふうに使われていますので、基本的にはその辺の流れなのかなと思います。自治体の判断でできるだろうと言われると、なかなかそれも安易にやっついのかというのもまだ調べないと、ちょっと検討しないといけないのかなとは思いますが、逆に、マイナ保険証にポイントをもらえるからというふうにしてしまった方でも、やはりマイナ保険証を解除して資格確認書にするということではできるとお思いますので、その辺の個人の使い方に合わせてそういうふうな選択肢を取ってもらってもいいのかなと思います。現時点ではそういう国の見解ですので、ご理解のほうよろしくお願ひします。

○議長（水野秀一君） 次に、（5）民泊を含めた宿泊施設を浅川町にの質問を許します。

8番、上野信直君。

[8番 上野信直君起立]

○8番（上野信直君） 簡潔にお尋ねをします。

町には宿泊施設がありません。各種イベントを盛大に行っても、来た人はその日のうちに帰ってしまいます。

これでは町への経済効果も大きくなりません。民泊を含めた宿泊施設の整備に向けた具体的な取組を求める観点から2点伺います。

1点目です。浅川町において、現実的に想定される宿泊施設にはどのようなものがあると認識しているか伺いたいと思います。

2点目です。浅川町に宿泊施設ができるように、どう取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、ホテルや旅館ではなく、空き家や空き部屋を活用した民泊、コンテナ等を活用した簡易な宿泊施設、テント等を活用したキャンプ場などが本町の宿泊施設に適しているのではないかと考えております。

2点目につきましては、地域活性化セミナー等を開催することにより講師の方の知見等を生かし、興味のある人、やってみたい人等に情報や経験者とのつながりを提供し、後押ししていきたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 確かに浅川町にホテルとか旅館を造ろうというのは、これはあまり現実的ではないので、先ほど述べられたような対応というのが一番現実的なのかなというふうには思います。

それで、具体的に、基本的に地域の人たちの力を得て宿泊施設を造っていくと、こういうような基本的な考えだというふうに思うんですけども、それを後押しするために地域活性化セミナーなどを催してそういう希望のある方についてはいろいろと目配りをしていきたいと、こういうのが町の対応だということでありました。基本的には、そういう方向で私はいいんじゃないかというふうに思うんです。具体的にはどこがこの作業を担当して、大体何年後、いつ頃をめどにこれを実現させたいというふうにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本来であれば早急にやっていきたいと思いますが、今、様々に検討しているところであります。とにかく、近いうちに本当にこの民泊あるいはテントなどのできるキャンプ場あるいは空き家を活用したそういう民泊ができればいいと思っております。様々に今、探しているところであります。4月のときにもちょっとある農家の家に行って、昔の70年ぐらい過ぎた家を担当者と見てきたことがあります。やはり、そういうところが、浅川町にはまだまだいい施設になりそうなところがありますので、何とか1日も早くできるような体制を整えていきたいと思っております。担当課は企画商工課になります。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） 企画商工課ですね。本当にご苦労さまです。今いろんな仕事を一遍に一手に抱えて、本当に獅子奮迅の活躍をされている課ですけども、ぜひ宿泊施設が早急に町にできるようにお願いをしたいと。既にもうあれですね、地域活性化セミナーなどで取り上げてもう民泊の実現に向けて町は踏み出していると、こういう理解でよろしいんですか。

それで、私先ほどお聞きをしたのは、何年後ぐらいに実現するめどで取り組むのかというところで、その点

が抜けていましたので、先ほどの確認と今の点とをお答えをいただきたいと思います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 本当に今、8番議員さんが言ったとおり、本当に企画商工課さんがなければ、この企画商工課をつくらなければ本当にいろんなイベントができなかったとっております。本当に土曜日、日曜日なくやっていただいていることは皆さんご存じだと思います。本当に企画商工課をはじめ、各職員には本当に頭の下がる思いでございます。今年もかなりのイベントが控えておりますので、大変だなとっております。

そういう中でも、やはりこの民泊とか、今、様々なことを企画しております。そういう中で、いつできるんだということではありますが、今すぐとはちょっと言いませんが、近々、やはりこれも今練っておりますので、今度の9月あるいは12月の議会のときにお話をさせていただきたいと思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。そしてまた皆さんのご協力、そしてまたご意見をお伺いしたいとっております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか、8番。

○8番（上野信直君） はい、いいです。

○議長（水野秀一君） 次に、（6）タクシー助成券は配偶者も使えるよう速やかに制度改正をの質問を許します。

8番、上野信直君。

[8番 上野信直君起立]

○8番（上野信直君） 高齢者の足の確保のためのタクシー助成券というのは大変好評で、増額を求める声があります。そして、財政の都合もあるから直ちに大幅な増額は難しいとは思いますが、せめて配偶者の分は使えるようにしてほしい、こういう声は根強くあります。体が弱い夫のために妻がタクシーを使って買物する場合、夫のタクシー券が使えたら本当に助かるという声は何人もの方から聞いております。それが実現できるよう、速やかに制度改正を行うことを求める観点から簡潔に2点伺います。

1点目です。タクシー券を配偶者も使えるようにすることは技術的に不可能なんでしょうか、認識を伺います。

2点目です。可能であれば速やかに制度改正を行い、有効活用できるようにすべきではないでしょうか、お考えを伺います。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、今現在、担当である総務課に技術的に可能か否か調査を指示しているところです。

2点目につきましては、もし1点目が可能であれば、配偶者等でも使えるよう要綱の改正をしたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 8番、上野信直君。

○8番（上野信直君） ありがとうございました。

こんなのは技術的に可能ですよね、常識に考えたって。可能です。ですからぜひ早めにご確認ください。現

在は体の弱い夫を無理やりタクシーに乗って買物に行ったらタクシー券使えますよと、でも夫がタクシーに乗るの嫌だと言ったらタクシー券使えませんよ、こういう扱いなんですよ。これは福祉ではないですよ。嫌がる夫を無理やりタクシーに乗せれば使えます、でもそうでなかったら使えません。これはやはり高齢者に優しい町づくりではないと思います。ですから、こういう状況を早めに解消するように調査結果を早めに出して、技術的に可能だという調査結果を早めに出して、早めに要綱の見直しを行ってください。町長、最後一言お願いします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 以前にも言いましたが、タクシー券は金券ですから本当に慎重に考えなければいけないと思っております。本当にこの話はもう3年も4年も過ぎているんですよ、ですから本当に体の弱い人、やはり福祉に強い浅川町をつくるためにも、必ず要綱の改正を本当に皆さんで相談しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、質問順8、3番、菅野朝興君、（1）花火の里ニュータウンの今後の展望はの質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） 花火の里ニュータウンの今後の展望はということでお伺いをいたします。

質問の目的といたしましては、花火の里ニュータウンについての今後の展望について確認したいことが幾つかございますので、質問させていただきます。

背景や経緯、課題ということで、花火の里ニュータウンは平成6年度に分譲を開始しました。平成18年度以降は販売実績がない。そのような中、町内の土地に比べてニュータウンの販売価格が高いままだったということが原因として考えられておまして、町長をはじめとして担当課が地元住民と向き合い地道に対話を重ねたことにより、今年度より販売価格をほぼ半分にすることができました。少子高齢化、人口減少を迎えている状況ですが、今後の展望について何点かお伺いをいたします。

1点目ですが、販売価格を見直したばかりですが、数年後、ある程度様子を見た後に購入者がいない場合、価格の変更等は考えているのかということが1点です。

2点目は、町内でのニーズ等は調査をしているのかということで、以上2点お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、地域住民の方々にご理解をいただき、今年度から価格を見直しして販売を開始したところでありますので、この価格での完売を目指していきたいと考えております。さらに価格を見直す考えは今のところございません。

2点目につきましては、町内のニーズ調査は行っておりませんが、町内の不動産会社等にもご協力をいただきながらニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 1点目はこの価格で全部販売していきたいということでございますが、やはり現在ようやく浅川町の町内の地価に合った価格で販売がされたのかなというところで、午前中に6番議員が言っていたことに対して町長も反応していたと思うんですけども、10年すればあげることも視野に、それまでは家賃を取るということをやるといような、いろいろなものが考えられると思うんですけども、やはり時代がどんどん変わっていておりますので、価格がようやく追いついたと、それでまた、それではまだ住めないなどというのが大勢であれば、やはりそれは町が変化していくしかないのかなということでございまして、この価格についてもやはり柔軟に時代に合ったところでやっていかないといけないのかなというところがあると思うんですけども、その点に関しましてお伺いをいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） 半額にしたからといって全部販売はできないと思いますが、まず、とにかく1区画でも2区画でも何とか販売したいと考えております。それで、やった挙げ句もし3年後、5年後先1区画が販売できなかったら…

〔「区画」の声あり〕

○町長（江田文男君） ちょっと待って、俺ね今真剣ですからね、ここで笑って。ということで、6番議員さんがおっしゃったとおり、もしも販売できなかったらその後を考えていきますが、とにかくここ数年は不動産屋などを通して何とか販売したいと考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 分かりました。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

次に、（2）フォトコンテストの写真を有効利用すべきの質問を許します。

3番、菅野朝興君。

〔3番 菅野朝興君起立〕

○3番（菅野朝興君） フォトコンテストの写真を有効活用すべきということでお伺いをしております。

質問の目的としましては、花火の里あさかわフォトコンテストが開催されるようになりましたが、入賞作品以外の写真の管理はどのようにしているのかということで、少し確認をしております。

背景や経緯、課題等についてですが、浅川町のホームページにはイベントの案内のところにフォトコンテストの入賞作品が掲示されております。ですが、それはほんの一部の作品でしかないと思います。入賞作品の半数は町外の方になっておりますが、一般町民が入る余地がないように感じております。その前に、カメラの技術を存分に生かし、素人が入り込む余地がないようなすばらしい作品になっているのではないかと思います。一般町民が入る余地がないような作品ばかりですので、この点について課題が何点かあると思いますのでお伺いをいたします。

1点目につきましては、入賞の作品以外にも多数応募があると思いますが、その作品は閲覧できないのかという点。

2点目は、部門を町民部門、小学生部門、中学生部門など開設してはどうかということでございます。

3点目は、町独自のInstagramやフェイスブックを開設して、写真を保存、活用すれば町のPRになるのではないかと思います、以上3点お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） お答えいたします。

1点目につきましては、文化祭の際に応募いただいた全ての作品を掲示したいと考えております。

2点目につきましては、フォトコンテスト開催に当たり有識者の方にご助言をいただいております。毎年同じ部門で募集すると同じような写真が多くなるとお聞きしておりますので、本町の新しい魅力が発見できるよう、町民部門や小・中学生部門も含め新しい部門を検討したいと考えております。

3点目につきましては、入賞作品以外の作品は他のコンテストに応募する方もおられますので、入賞作品のみとはなりますが、作品を通して多くの方に本町の魅力を伝えられるよう活用していきたいと考えております。また、応募作品がすぐ活用できるようInstagram部門等も検討していきたいと考えております。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） 1問目、掲示を、多数応募がある場合作品を閲覧できないのかという問いに対しまして掲示したいということでしたが、こちらどこで見られるようになるのでしょうかということが1つありまして。

〔「文化祭」の声あり〕

○3番（菅野朝興君） 文化祭ですか、文化祭、体育館でやるという。そこだけでしか閲覧できないということなんですか。一般に、普通に見たいときに、今であればデジタルのような形にしておけば、町のホームページにばっこの情報、データをその写真のデータだけを入れておけばここにいるんな作品、応募した作品見られますみたいなことができると思うんですけども、やはり常に見て、今年はこういう作品がたくさん出たんだな、入賞作品以外にも見る場所、それはそのインターネットの中でもいいとは思うんですけども、そういう場所が必要ではないのかなということでございます。

そして2点目ですが、町部門、小学生部門、中学生部門ということで検討したいというようなお話でしたので、ぜひやっていただければ、浅川町にこんないいところがあるということを小学生、中学生の段階で浅川町にこんないいところがあるよというような、郷土愛というんですかね、そういうのも育むことができるのではないかと、ちょっとこれもご意見させていただいたんですけども、ぜひその部門つくっていただきたいと思っております。

3点目のInstagramということで、これも検討したいということで、ちょっと担当課が全部、企画商工課になってくるんですかね、なかなか大変ですのではかの業務に支障がないような範囲で、ですがやはり郷土愛を育てるといふか、浅川町にこんないいところがあるというようなことを町民全体が知るような状況をつくったほうがいいのかなということでございます。

そして、せっかく写真を撮ったのはいいんですけども、わざわざホームページに入っていないと見られないというような状況なんですけれども、それ以上に各種団体の建物があると思うんですけども、小学校、中学校あると思うんですけども、そこに入賞した作品を額かなんかで飾るとか、写真集みたいな感じで今年はこういうのが入賞作品でしたみたいな感じで、それを見ることによって浅川町花火がすごいきれいだとか、

花がこういう時期に咲いているとか、そういうのが分かってくると思うんですね。

なので、そういう教育的な部分もあると思うんですけれども、あと老人ホームとか社協の建物の中にそういう入賞した作品の写真を掲示したりというようなこともしたほうが、フォトコンテストということが、すばらしいコンテストをやっているということが知れるということにもつながりますし、浅川町こんなにすばらしいんだというのが再確認できると思うんですけれども、その点についてお伺いしたいなど。

あと、小・中学校なんですけれども、今タブレット端末が配られていると思うんですけれども、それを活用して、授業の一環で何か写真を撮るというようなことで、そこでも写真を撮りにいって、それで、先ほど言いました小学校部門、中学校部門のフォトコンテストに投稿してくださいというようなこともできるのかなと思ったんですけれども。

以上、お伺いいたします。

○議長（水野秀一君） 町長、江田文男君。

○町長（江田文男君） これ詳細にわたりますから、まず担当課か教育長に答弁させていただきます。

それで、これ老人ホームとか社協さんに掲示するのは私も大いに賛成だと思っております。これ本当に検討課題かなと思っております。

ということで、あとは担当課より説明させていただきます。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） では、私のほうで補足で答弁したいと思います。

まず閲覧できる場所なんですけれども、おただしのおり誰でも気軽に閲覧できるよう、今後どこに掲示したらよいか検討してまいりたいと考えております。

それから、入賞作品以外のもの、そういったものをデータですぐに見られるようにというところではあるんですけれども、入賞作品以外のものにつきましては他のコンテストに応募される方もいらっしゃいますので、町としてデータをいただいているのは入賞作品のみ、今現在は入賞作品のみとなっていますので、今までのものについては入賞作品のみがホームページなどに掲示できるというふうになっております。

今後につきましては、インスタグラム部門などそういったものも検討しまして、応募もしやすい、その後の利用もしやすい、そういったことで町を広くPRできるような、そういったフォトコンテストにしていきたいなということで考えております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 教育長、真田秀男君。

○教育長（真田秀男君） タブレットを利用して写真を撮って応募してはどうかということですね。これはいつ撮るのかという、あとはどこに行き行って撮るのかということもありますんで、授業中に撮るのか、どこかに行き行って撮るのかということもありますんで、これは教育活動の中に組み込めるかどうか、教育課程に位置づけられるかどうかということもありますんで、学校とも協議をしたいと思っております。

以上です。

○議長（水野秀一君） 3番、菅野朝興君。

○3番（菅野朝興君） そうですね、1つだけ気になったのが、入賞作品だけやはり見られるような状態になっ

ているのではないかとこのころで、ほかのところに作品を出している方もいるので、それはやはり、入賞作品以外のところですね、町内の人もせっかく出したんでそれを皆さんに見てもらいたいというような人がいるのであれば、それは入賞しなくても、同僚議員の方も何か写真、フォトコンテスト出しているような方がおりますので、そういう方の作品も見たいなど。入賞作品だけではなく、もったいないので、せっかくいいの撮れたんでということで出しているわけですので、何か広く見られるような場所づくりというかホームページの中、デジタルの中でもいいと思うんですけれども、ここでぱっと見られますよというようなものがあつたほうがいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（水野秀一君） 企画商工課長、我妻悌君。

○企画商工課長（我妻 悌君） 入賞作品以外の作品なんですけれども、そちらについてはホームページとかそういうデータ上は掲示することができないということで、文化祭については出していただいた写真全てを掲示したいと考えておりますので、ぜひ文化祭の際に足を運んでいただいて見ていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（水野秀一君） よろしいですか。

〔「はい、分かりました。すみません」の声あり〕

○議長（水野秀一君） 以上で一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（水野秀一君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 3時38分